

I 生活編



事務の窓口業務について

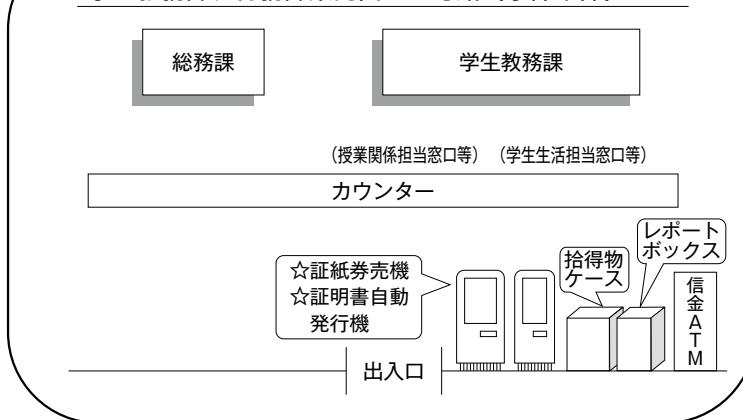
■業務時間

- 学生教務課、キャリアセンター事務課、入学センター、総務課

	月曜日～金曜日
通 常	8：30～17：00

注1) 休業期間・時間変更等は、その都度学生ポータルに掲示します。
注2) 土曜、日曜、祝日等の大学の休業日は業務を行いません。

学生教務課、総務課案内図…1号館（学部本部）1F



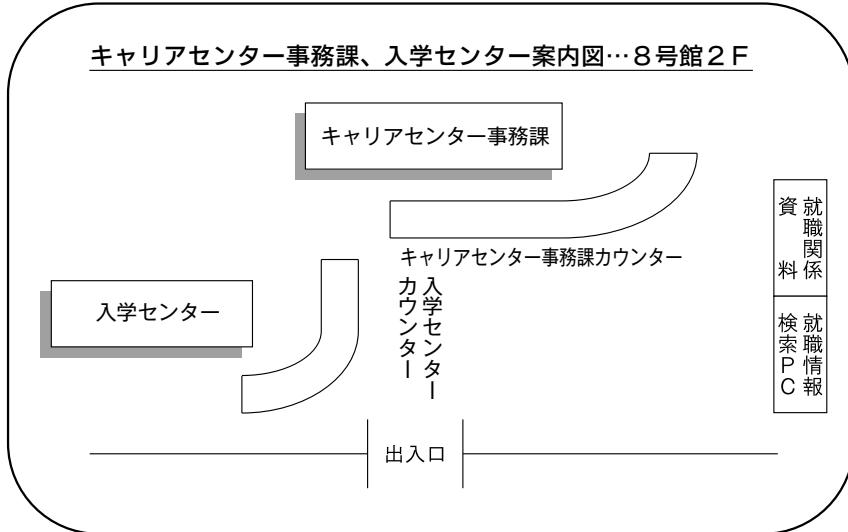
【総務課窓口での取り扱い内容】

- ☆スクールバス申込に関すること
- ☆建物等施設設備に関すること
- ☆学費に関すること

【学生教務課窓口での取り扱い内容】

- ☆授業運営・カリキュラムに関すること
- ☆履修登録に関すること
- ☆試験・成績に関すること
- ☆教職に関すること
- ☆留学・国際交流に関すること
- ☆学生生活に関すること
- ☆課外活動に関すること
- ☆奨学金に関すること
- ☆自動車・二輪車の登録申請
- ☆拾得物に関すること
- ☆学生証再交付
- ☆各種届出など

キャリアセンター事務課、入学センター案内図…8号館2F



【キャリアセンター事務課窓口での取り扱い内容】

- ☆就職に関すること
- ☆資格取得に関すること（授業に係る資格は学生教務課：教職・学芸員・毒劇物・食品衛生監視員）

【入学センター窓口での取り扱い内容】

- ☆入学試験に関すること

証明書・学割・各種届出について

■証明書が必要な時は…

大学で発行する証明書のほとんどは、学生教務課前のロビーに設置してある『証明書自動発行機』で即時発行されます（必ず学生証が必要です）。

※証明書の有効期限は通常発行日より3ヵ月間です。提出先へ確認をしてください。

○証明書発行機で自動発行される証明書○

証明書の種類	担当課	手数料	備考
在学証明書	学生教務課	200円	
成績証明書		200円	
卒業見込証明書		200円	4年次生のみ自動発行(※単位数条件あり)
JR学割証		無料	
健康診断証明書	保健室	200円	

※『証明書発行機』が故障の場合にのみ上記担当課の窓口で発行いたします。

○窓口で申し込む証明書○

証明書の種類	担当課	手数料	備考
卒業証明書	学生教務課	200円	卒業式後に発行
各種英文証明書		300円	発行日は窓口で確認のこと
学生証(再交付)		3,000円	発行は約1週間後
情報関連設備公開利用許可証(再交付)		無料	パスワードを紛失した場合のみ再交付 発行は約1週間後
仮学生証		500円	試験(定期試験および追試験)時等発行

注意) 証明書を申し込む時は「学生証」が必要です。

注意) 窓口で申し込む証明書の手数料は、学生教務課前に設置してある「証紙券売機」で発行する「証紙」で支払います。

☆証明書自動発行機☆

- 在学証明書
- 成績証明書
- JR学割証
- 健康診断証明書
- 卒業見込証明書
(4年次生のみ)

《稼動時間》

8:30~17:00



☆証紙券売機☆

- 各証明書 (5種類)
- 仮学生証
- 通学自動車登録
- 通学バイク登録
- 学生証再交付
- 文献料 (8種類)

《稼動時間》

8:30~17:00

願出・届出をしたいとき

以下の願出・届出については各課の所定用紙を使用し、担当窓口へ提出してください。

■学籍・授業関係（詳細は次ページ参照）

願・届出の種類	担当課	摘要
休 学 願	学生教務課	病気その他の事由で3ヶ月以上休学する場合
退 学 願		病気その他の事由で退学する場合
復 学 願		休学者が復学する場合
再 入 学 願		病気その他の事由で退学した者が再入学を希望する場合
授 業 欠 席 届		何らかの理由で授業を欠席する（した）場合

■身上関係（詳細は次ページ参照）

願・届出の種類	担当課	摘要
改 姓（名）届	学生教務課	何らかの事由で氏名を変更する場合

■学費関係（詳細は次ページ参照）

願・届出の種類	担当課	摘要
学 費 延 納 願	総務課	納入期日までに学費を納入することが著しく困難な場合

■課外活動関係

願・届出の種類	担当課	摘要
団体結成承認願	学生教務課	新しく同好会を結成する場合
遠征届・合宿届		部または同好会で遠征・合宿を行う場合
催し物開催許可願		学内または学外で催し物を行う場合
物品販売許可願		学内で物品を販売する場合
アンケート・署名・勧誘・募金活動許可願		学内でアンケート・署名・勧誘・募金活動をする場合
ポスター・立看板・垂幕掲示許可願		学内にポスター・立看板・垂幕等を掲示又は設置する場合
スクールバスの利用	総務課	遠征や合宿でスクールバスを利用したい場合

■その他

願・届出の種類	担当課	摘要
運動施設使用許可願	学生教務課	グラウンド・体育館等を使用したい場合
教室・物品借用願		教室等の学内施設や物品を使用したい場合
飲酒許可願		学内外で飲酒したい場合
トレーニングルーム使用許可		学生会館トレーニングルームを使用したい場合は、事前にオンライン講習の授講が必要

■学籍異動の願出について

休学、復学、退学を願い出たい場合はまず担当教員に相談し、承諾を得た後学生教務課で所定の願用紙を受け取ってください。

休 学 願

病気その他の理由で3ヶ月以上修学できないときは、その理由を証明する書類を（病気の場合は医師の診断書）添え、学生教務課所定の休学願を担当教員、主事、学科長を経て学生教務課に提出してください。休学するような事態が生じたときは直ちに担当教員に申し出てください。

また、休学期間中であっても所定の学費を納入しなければなりません。休学期間中の学費は、所属学科、学年、休学期間（休学期数）によりそれぞれ異なります。詳細は総務課にお問い合わせください。

復 学 願

休学の理由が解消し、復学しようとするときは、原則として学期の終わりの前月（2月・8月中）に、学生教務課所定の復学願を担当教員、主事、学科長を経て学生教務課に提出してください。

退 学 願

病気その他家庭の事情などで退学しようとするときは、学生教務課所定の退学願に学生証を添えて、担当教員、主事、学科長を経て学生教務課に提出してください。この際、学生証を紛失したときは、その旨を退学願に明記してください。

再 入 学 願

退学をして再度入学を願い出るときは、学年の始めに限り選考の上で入学を許可することができます。再入学をしたい前年の12月までに学生教務課に相談してください。

■住所等の変更について（学生ポータルでの変更）

本人の住所や保証人の住所・電話番号、授業料通知送付先に変更が生じた場合は各自学生ポータルにより変更してください。とくに携帯電話の番号が変わったときは速やかに変更をしてください。

※ただし、氏名の変更（改姓（名））の変更の場合は学生ポータルでの変更はできませんので、学生教務課窓口で変更手続きをしてください。

■学費について

学費振替額通知書は第1回を5月に、第2回を10月に発送します。学費は登録口座より自動引き落としになります。但し、地震、風水害、干害、冷害、倒産、家計支持者の死亡等の特別な理由により、期日までに納入できない場合は「学費延納願」に理由を明記のうえ保証人連署で総務課に提出してください。

学生証

■学生証は常に携帯しよう！

◆学生証は、あなたが「本学の学生です」ということを証明する唯一の身分証明書です。通学の際は『学生証』を必ず携帯しましょう。

学籍番号はあなたの「セカンドネーム」

(学生証に記載してある学籍番号は大学が指定する個人番号で、試験時の解答用紙はもちろんのこと、証明書の申請時にも必ず必要になりますので、できるだけ早い時期に覚えましょう。)

【学籍番号の構成】

495	24	888
学科	入学年度	個人番号

各学科のコード

北方圏農	海洋水産	食香粧化	自然資源経営
495	496	497	498



こんなとき 学生証が必要です。

- ①試験を受けるとき
- ②各種証明書の発行申請をするとき
- ③各種証明書、学割証の自動発行を受け取るとき
- ④通学定期を購入するとき
- ⑤図書館で図書の貸出を受けるとき
- ⑥その他、本学教職員から提示を求められたとき



紛失・破損…どうするの??

- ◆ 学生証を紛失または破損してしまった場合には再交付の手続が必要です。
 - ☆申請用紙 → 学生教務課窓口
 - ☆再交付料 → 学生教務課前の券売機で証紙(3,000円)を購入
◇◇◇◇発行は、申請受付から約1週間後となります◇◇◇◇
- ※申請が必要な場合は余裕を持って早めに手続をしましょう！(特に定期試験前など)
- ※磁気不良の場合は学生教務課にお申し出ください。

学内における氏名の文字表記

本学では、氏名の文字に旧字体、異字体、俗字等が含まれている場合は、機械処理上、その文字表記をJIS規格第一水準及び第二水準の範囲内の文字に置き換えて表記します。

なお、JIS規格第二水準の範囲内の文字に置き換えできない文字を含む場合は、姓名ともすべて『カタカナ』で表記します（漢字圏の留学生にあっても同様の取扱いとします）。

※ 置き換え文字の一例

『高』→『高』 『崎』→『崎』 『吉』→『吉』 など

定期券購入の仕方

■JR・バス定期券購入の仕方

◆定期券を買いたいときは?◆

- ①学生証といっしょに配布された「通学乗車券発行控」シールに必要事項を記入し、学生証の裏面に貼ります。

【学生証裏面】



←磁気部分

シールが**磁気部分**
にかかるないよう
に貼りましょう。

通学乗車券発行控（シール）

- ②駅またはバス会社の販売窓口に学生証を提示し、定期券を購入します。

※バスの定期券は学内でも販売しています。

- 網走バス出張販売 新入生学科ガイダンス時に連絡します。
- 大学内売店（翌日渡し）



★「通学乗車券発行控」シールは、学生教務課の窓口で配布しています。

★現住所や通学路線が変わるとときは、新しい「通学乗車券発行控」に取り替えなければ定期券が買えません。

★定期券は学生証のウラ面に現住所を記入した「通学乗車券発行控」シールを貼っていなければ購入することができません。

インターネットを利用した学生サービス

■学生ポータルとは？

学生に対する告示、連絡、呼び出し、休講情報など重要な連絡は、すべて学生ポータル及び掲示板で行います。掲示を見落とすと学生生活に支障が生じます。常に学生ポータルで各課等の掲示を確認するようしてください。

1 学生ポータル

学生ポータルはインターネットを利用したサービスです。

(1) 学生ポータルでできること

授業に関する情報や登録（Web シラバス、履修登録、成績確認、授業評価、住所登録変更等）ができます。個人的な呼び出しや大学からの連絡を閲覧できると同時に、携帯電話のメールアドレスを登録すれば自動受信も可能です。

(2) 利用方法

まず、これらのサービスを利用するためには本学のID・パスワードを取得し、ネットワークガイダンスを受講する必要があります。学内のパソコンを利用するときは図書館利用案内（P101）を参照してください。

(3) 利用者ID

入学すると、利用者IDが配布されます。利用者IDは、東京農大のネットワークサービスを利用するときに必要な利用者を認識する符号で、8桁の学籍番号が利用者IDとなります。利用者IDは次のような場合に必要で、同時にパスワードも必要になります。

- 学生ポータルを利用する
- 大学の電子メールを使用する
- 農大アグリネットを利用する
- 授業でコンピュータ演習室・実習室のパソコンを使用する
- 図書館、3キャンパスラボ（世田谷キャンパス1号館1F）などのパソコンを使用する
- インターネットラウンジを利用する

(4) パスワードについて

上記のサービスを利用するときに、利用者本人であるかどうかを確認するため、パスワードの入力が求められます。パスワードは学生証（表面の右上部）に印字されています。パスワードは銀行のキャッシュカードの暗証番号と同様にとても大切なものです。絶対に他の人に教えないでください。

また、このパスワードは上記サービスを最初に利用するための初期パスワードです。利用開始後すぐに変更し、その後も定期的に変更して成績などの個人情報が漏えいしないように注意してください。初期パスワードを変更しない場合は5月31日で利用者IDの使用を停止します。変更方法は本学のホームページにアクセス（<http://www.nodai.ac.jp>）し、トップページにある「在学生の方」→「学生ポータル」→「パスワード変更」を順にクリックし変更してください。

パスワードがわからなくなったら場合は再発行となりますので注意してください。

利用者IDカードの再発行は約1週間かかりますので、その間は上記のサービスを利用できません。

(5) 利用者IDの有効期限と情報倫理教育受講について

利用者IDは、配布当日から卒業まで使用することができます。しかし、この利用者IDを使用するにあたり、皆さんが大学の様々なサービスを正しく安全に使うことができるよう、「情報倫理教育（ネットワークガイダンス）」を受講することが義務付けられています。この情報倫理教育を受講しない場合は5月31日で利用者IDの使

用を停止します。

情報倫理教育は、必修科目である「オホーツクフレッシャーズセミナー」の中で実施しますので、必ず出席してください。万が一欠席した場合は、学生教務課に相談してください。

(6) ネットワーク利用上の注意

ネットワークを利用するときは、次のことに注意してください（東京農業大学ネットワーク利用ガイドライン要約）。

- ① ネットワークを利用したすべての行為に全責任を負うことになるので、社会の一員としての自覚に基づいて利用すること。
- ② 複数のIDを持つことはできない。
- ③ 他の利用者に自分のIDとパスワードを教え、電子メールや学生ポータル等を使わせないこと。また、他の利用者のパスワードの解読をしないこと。
- ④ 他の利用者のファイルやデータを勝手に削除したり、コピーしたりしないこと。
- ⑤ 大量のデータを送信したりすることで、他の利用者の利用を妨げないこと。
- ⑥ 大学のネットワークは教育・研究を目的としているので、営利目的、政治活動、布教活動などで使用することはできない。
- ⑦ コンピュータシステムを壊したり、故障の原因となるような行為をしないこと。
- ⑧ 第三者の著作物を利用するときは、著作権法の規定に従い、勝手にコピーをしないこと。
- ⑨ 他の利用者の電子メールを勝手に読み、削除・コピーをしたり、偽造したりしないこと。
- ⑩ いやがらせや公序良俗に反する内容、不確かな内容の情報をWebページを使って流したり、迷惑となる電子メールを送ったりしないこと。
- ⑪ コンピュータウイルスを持ち込まないこと。

(7) アクセスの方法

本学のホームページにアクセス(<http://www.nodai.ac.jp>)し、トップページにある「在学生の方」をクリックする。「学生ポータル」の「パソコン用/スマートフォン用のいずれかを選択し、認証画面にID・パスワードを入力すると学生ポータルが開きます。あとは自分の必要とする機能を使ってください。



(8) 注意事項

- ① 学外からアクセスする場合の通信費は利用者負担です。
- ② システムメンテナンス等でサービスを休止することがあります。

学生ポータルを確認しよう!

— 大学からの連絡は全て学生ポータルで行います —

大学では学生への重要な連絡事項を全て『学生ポータル』で行い、配信した事項は掲示した時点から周知したものとして取り扱います。メッセージ内容を見落とすと学生生活に支障が生じますので、インターネットを利用した学生ポータルは毎日チェックしてください。

■学生教務課からのメッセージ

授業関係（時間割、実験実習日程、日時・教室変更など）

休講・補講、諸連絡（学科、研究室、ゼミ等）

試験・レポート

定期試験・追再試験関係（時間割・注意事項など）

教職関係・学生生活に関する諸連絡（学生車両、課外活動など）

奨学金・国際交流（海外派遣プログラムなど）

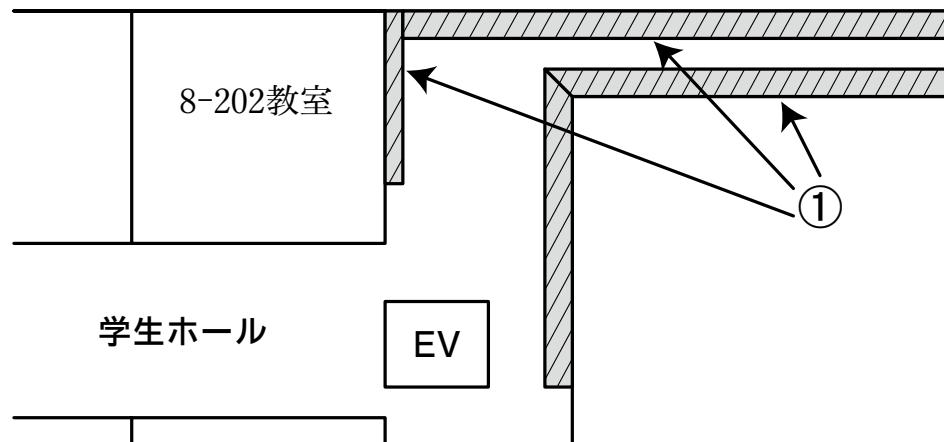
担当教員に連絡を取りたい場合（オフィスアワー）

■キャリアセンター事務課からのメッセージ 学生ポータルや8号館2階①で掲示します

公務員・求人・各種セミナー・インターンシップ・資格についての案内やキャリアセンター事務課からのお知らせなどを掲示します。

※求人・会社説明会の情報は学生ポータル内の農大キャリアナビで確認できます。

=8号館2F略図=



■ 車両登録について

■ 自動車・二輪車の乗り入れは必ず登録を！

本キャンパスは市の中心部・住宅地から離れた立地にあるため、自家用車での通学を希望する学生も多く、学内に学生専用の駐車場を設けています。しかし、学生駐車場の駐車台数には限りがあり、学生車両の台数を把握する必要があります。

また、大学生になると自動車や二輪車を持つことは個人の判断となります。なかには十分な保険に加入しないまま運転をする人がいます。このような人が事故を起こすと加害者・被害者ともに十分な補償がされず不幸なこととなり、特に、加害者となってしまった場合には、事故を起こしてしまった本人だけではなく家族さえも一生を棒にふる可能性があります。そのため、大学では「保護者の了承を得ているか」「保障のある保険にきちんと加入しているか」を書類で確認し、学生の安全確保のためにも登録制度を設けています。

その他、大学内に不審な車両が入った場合などトラブルを未然に防ぐためにも、学生車両は登録資料をもとに管理しています。

未登録車両の学内乗入は厳禁です！

登録のない車両の学内乗入は、一切禁止しています。また、学生は指定された学生駐車場のみ駐車可能です。

乗入期間

- 自動車：通年
- 二輪車：原則5月～11月
学生部長の判断による
(詳細は学生ポータルを確認)

許可証の貼付場所

- 自動車：運転席側後部座席窓に外から見えるよう貼付。
- 二輪車：ガソリンタンク・前輪泥よけ等見えやすい部分に貼付。

外から見えるように！



見えやすい部分に！



注意事項

- 学内の指定された学生駐車場（第3～第6）及び駐輪場に整然と駐車してください。
- 交通安全に努め、構内は徐行をしてください。
- 許可証（ステッカー）は常に外から確認できるようにしてください。
- 積極的に交通安全講習会に参加しましょう。

乗入許可申請方法

学生教務課窓口にて所定の手続を行ってください。

即日許可証(ステッカー)を発行します。申請についての詳細は学生教務課窓口にて案内しています。

①必要書類の提出 → ②許可証の受取 → ③所定位置に貼付 → ④乗入可能

※新規学内乗入登録をする学生は、所定の手続きをすることによって学内乗入が認められます。ただし年数回開催される交通安全講習会に参加する必要があります（乗入登録は交通安全講習会に参加する前でも可能です）。交通安全講習会に参加していない学生は次年度の乗り入れができなくなりますので開催日に十分注意してください。（別途配信）

申 請

- 受付場所 学生教務課
- 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00
- 登録料 自動車：500円 二輪車：300円 再発行・ナンバー変更・車両変更：200円
(証紙は学部本部1階の学生教務課前の券売機で購入してください。)

提出書類

※不備があった場合は受付できません。

【新規登録】 登録料 自動車：500円 二輪車：300円

- ①自動車・二輪車通学許可申請書兼契約書（学生教務課に申請用紙があります）
○証紙貼付 ○登録者捺印 ○駐車場契約証明者捺印 … 駐車場契約の有無確認のため
○保証人（原則は父母）の署名・捺印 … 本人印と同じ場合は不可
- ②運転免許証提示（本人）
- ③学生証提示
- ④自賠責保険証明書提示 … 期限が切れていないもの
- ⑤任意保険証券・申込書控いざれか提示 … 期限が切れていないもの
… 登録者（学生）が補償の対象となることがわかるもの

新規登録後の異動届

※学生教務課にて手続き

- ナンバー変更・車両変更があった場合 ○許可証紛失の場合 ○代車の場合

車両登録の年更新

※詳細は別途掲示

【更新制】

許可証(ステッカー)は毎年度更新制です。車両登録後、所定の次年度更新条件を満たした場合は、自動更新され、次年度初めに新しい許可証(ステッカー)を受け取ることができます。

【自動更新の条件】

学内外で行われる大学が指定した交通安全講習会に所定の回数出席が認められた場合。

※詳細については別途掲示。

登録の不許可・取消等**【下記のような不正な行為等があった場合は乗入取消等の処分を受けます】**

- 学生ハンドブック記載「自動車・二輪車乗入れ登録要領」に違反した場合。
- 許可証を偽造した場合。
- 乗入申請をする前に乗入をした場合。
- 講習会等の参加が無く、次年度自動更新されなかった場合。

自動車・二輪車登録フロー

【未登録者】

初めて申請

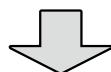
必要書類を準備
登録申請



許可シールを受取る



許可シールを貼る



乗入れ可能



交通安全講習会に
参加
(次年度の更新条件)

【登録者(継続申請)】

※毎年更新を行う

交通安全講習会に参加
(4回のうち2回必須)



許可シールを受取る



許可シールを貼る



乗入れ可能

【登録後の変更】

※変更時速やかに申請

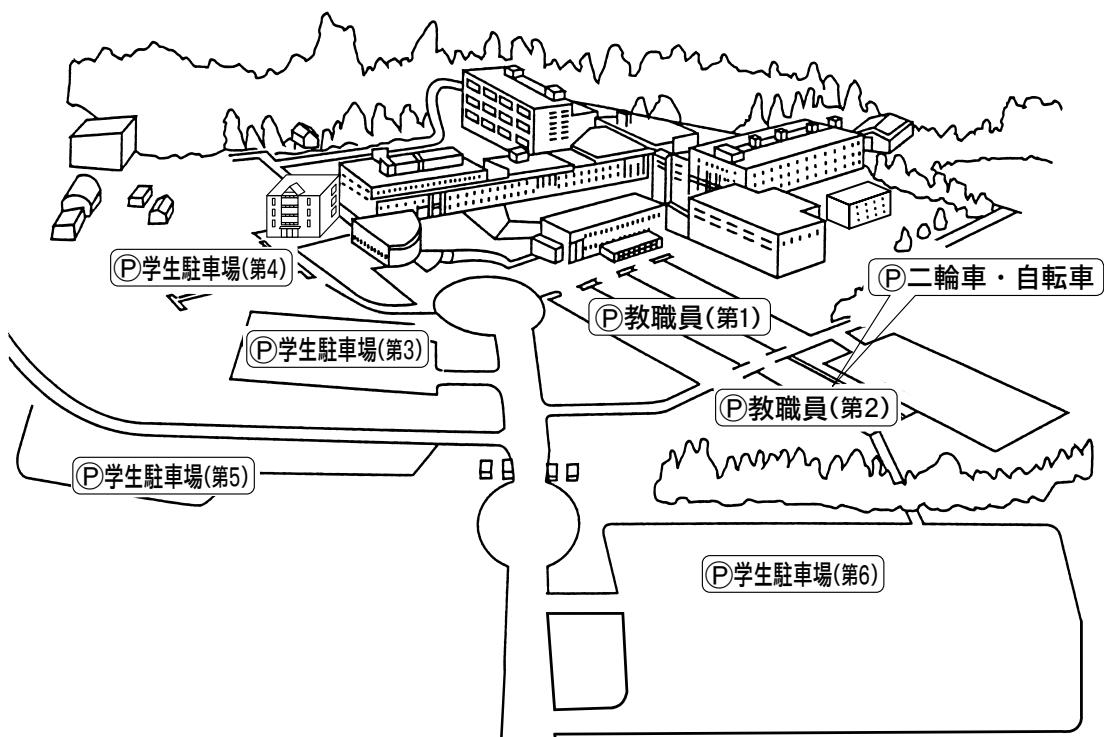
登録以外の車で
乗り入れをする場合



學生駐車場

自動車・二輪車は学生駐車場へ！

※「学生駐車場」以外の場所への駐車は、厳禁です。



- ・第3駐車場 72台
 - ・第4駐車場 59台
 - ・第5駐車場 148台
 - ・第6駐車場 525台

駐輪場
(二輪車のみ) 32台
(自転車のみ) 64台

※第1・第2駐車場は教職員駐車場

駐車可能台数～804台

◆注意◆

1. 「学生駐車場」に整然と駐車すること。
 2. 駐車の際は必ず施錠すること。
 3. 駐車場で盗難・事故等が発生しても大学では一切責任を負いません。
 4. 構内での暴走行為は絶対に行わないこと。

やめよう！路上迷惑駐車

大学周辺、付近のアパート、店の駐車場、公園付近に迷惑駐車をすることは、地域で生活している住民に多大な迷惑をかけるばかりでなく、緊急時の通行等の障害にもなります。

特に冬期間は雪で道幅が狭くなり、救急車、消防車、除雪作業車、ゴミ回収作業車にも大きな支障をきたします。迷惑駐車はやめましょう！長時間駐車は、昼間12時間以上、夜間8時間以上路上に放置していた場合、20万円以下の罰金刑を受けます。

＝ 苦情が多い迷惑駐車の例 ＝

- ① 地域住民の家（車庫）の前に無断で駐車をする。
- ② 消火栓、ゴミステーション前へ駐車をする。
- ③ 駐車禁止と書いてある看板の前に駐車をする。
- ④ 冬期間、道幅が狭い道路に駐車し他の車両の通行を妨げる。
- ⑤ 駐車禁止の表示がないからという理由で地域住民宅前の路上に平然と無断駐車をする。
- ⑥ 契約を交わしていない駐車場に駐車する。
(住居近くのアパート駐車場など)

⚠ 注意・警告にもかかわらず迷惑駐車を繰り返す学生には「処置・処分」という対応を取ることがあります。

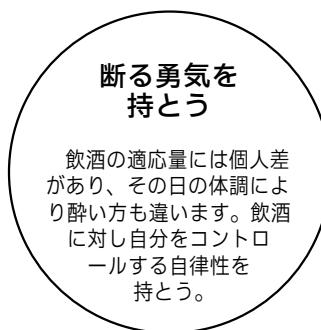
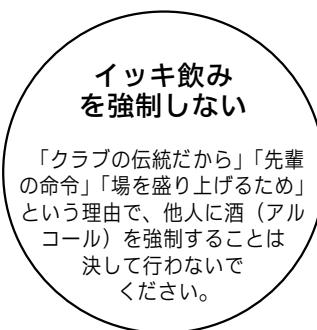
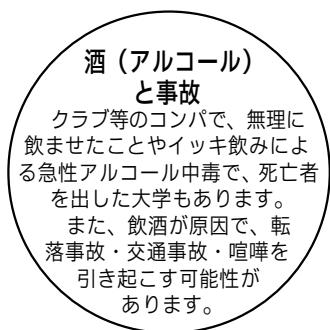
大学在学中に、自動車・二輪車の免許を取得し、実際に運転する学生も少なくありません。運転をする際は、十分安全運転に努めてください。また、万が一事故を起こしたり巻き込まれたりした場合、先方と自分だけで処理しようとすると後々トラブルの原因となります。その場ですぐ、警察に届け出ましょう。

- 1 自動車運転の際は、シートベルトを必ず装着する（運転者だけでなく、同乗者も装着する）。
死亡事故の多くは、シートベルト未装着の場合です。
- 2 「スピードダウン」に心掛ける。
重大事故の多くは若者の暴走によるものです。
- 3 安全運転の励行に努める。
よそ見による追突事故が多く発生しています。運転中に運転以外の事に注意を向ける行為は、絶対に止めてください。又、追い越しや、見通しの悪い交差点での事故も増えていますのでご注意ください。
- 4 バイク運転の際は、ヘルメットを必ず着用する。
バイクの事故は、死亡事故につながることが多いです。
- 5 深夜・早朝に至るホタテ漁アルバイト帰りの事故が多数発生しています。疲労が溜った中の運転は、道路交通法に違反した行為ですので、仮眠をとる等自己管理を徹底し、安全運転を心がけてください。
- 6 あおり運転が原因となる事故や事件が増加し、昨今社会問題となっています。絶対にあおり運転をしない、させないそして受けないよう、思いやり・ゆずり合いの安全運転を。

飲酒について

⚠ イッキ飲みはゼッタイやめよう！ ～無理に飲まない、飲ませない～

大学在学中に飲酒ができる年齢に達します。日頃飲み慣れていない者が自分の適量を解らずに暴飲すると、急性アルコール中毒になって救急車のお世話になるという事にもなりかねません。日本の習慣として無理にお酒をすすめる傾向があり、その為に大きな事故に発展する事も考えられます。



⚠ 飲酒運転は厳禁！

昨今では飲酒運転による悲惨な事故についてメディアで大々的に報道され、非難的となっています。加害者となってしまった場合には本人はもちろんのこと家族は一生苦しみを背負うことになります。飲酒運転に対して社会は敏感であり、一学生の行動が大学全体に対する批判に跳ね返ります。飲酒をした際には車両運転は厳禁です。飲酒運転の事実が発覚した場合には厳重な処分となります。

道路交通法による罰則

- 酒気帯び運転（呼気 1 ℥ 中のアルコール濃度 0.15mg 以上）
 - 3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金
- 酒酔い運転（アルコール等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態）
 - 5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金
- 運転者以外の責任についての処罰
 - 車両提供者は運転者と同じ処罰
 - 酒類の提供・車両の同乗者も処罰の対象

絶対にやめよう

⚠ 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ」

覚醒剤や麻薬は、「集中力が高まる」「痩せられる」などの甘い言葉に誘惑されて使用してしまう若者が後を絶ちません。使用した場合はもちろん、所持だけで10年以下の懲役刑が科せられる重罪です。

大麻は、「タバコより害が無い」「外国では認められている」などの噂を鵜呑みにして、気安く手を出す人が多いですが、所持・譲渡・譲受した場合は5年以下の懲役となります。入手のための強盗や殺人などの二次犯罪に発展し、本人はもちろん、家族をも想像を絶する不幸に陥れることになります。

また、「危険ドラッグ」（合法ドラッグ・脱法ハーブ）と呼ばれるものも出回っていますが、これらの薬物は、多種類の薬品を化学合成等して作られたものであり、使用することは、体への影響を考えると大変危険です。所持・購入・譲受・授与・使用した場合は3年以下の懲役または300万円以下の罰金刑が科せられます。

薬物は乱用すると、脳に悪影響を及ぼすとともに、依存を引き起こします。興味本位で1回だけなら大丈夫と思っていても、自分の意思だけでは止められなくなります。絶対に使用してはいけません。

⚠ 密漁に注意！

網走市内の網走川等では海面漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示により、サケ・マスの増殖を行う河川等の河口付近は、サケ・マス釣りが禁止されています。また、採捕も全面的に禁止されています。

そのことを知らないで遊び心で捕獲してしまい、密漁で逮捕されたケースも実際に起きています。

悪気はなくても法に触れ、取り返しのつかない事態を招きかねませんので、十分注意してください。

⚠ 流氷に乗るのは大変危険です！

例年、オホーツク海には冬になると流氷が接岸します。流氷がもたらす景色は、大変美しいものではありますが、風向きによって沖合に流されたり、気温の上昇で氷 자체が割れたりする恐れがあります。万が一、落水した場合、命に関わる危険性がありますので、決して流氷には乗らないでください。

家庭ごみの分け方・出し方

アパート暮らしなどで学生生活を送る際は、家庭ごみの排出ルールを守りましょう。

☆網走市の分別ルール（市外に住んでいる学生は各市町村のルールを守ってください）

●ごみの収集日は原則週2回、各地区により異なります。 ●ルールを守り地域市民と協力してゴミを出すように心がけましょう。	生ごみ (指定袋：黄)	プラスチック類 (指定袋：黄)	使用済み紙おむつ類 (生ごみの日 / 指定袋：黄)	一般ごみ【埋立ごみ】 (指定袋：赤)
	生ごみは市の指定袋で収集 	容器包装プラスチックと分別収集の対象となるプラスチック 	使用済み紙おむつ類 使用済みペットシーツ 使用済み猫砂 	なべ、食器類など指定袋に入れるか「一般ごみ処理券」使用
	資源物 (無料)	危険ごみ (資源物の日 / 無料)	粗大ごみ (戸別収集 / 水曜日)	使用済み小型家電 (拠点回収：無料)
	缶、びん、ペットボトル、発泡スチロール、新聞、雑誌、電池、電球類 	ガス・スプレー缶は穴を開けなくてもよいこととします 	電話申し込みが必要 「粗大ごみ処理券」使用 	通常家庭で使用している電気で動作する機器

詳細は網走市発行の「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」で必ず確認してください。

※出し方のわからない品目を入力し、分別の種類や方法を検索できる「網走市ごみ分別辞典」サイトもご利用ください（網走市生活環境課清掃リサイクル係 44-6111）。



⚠ ルール違反です！			
	ごみをゴミボックスや資源物ネットに入れない		ゴミステーション前に駐車する (収集作業の支障となる)
	分別ができない。出してはいけないごみが混じっている		収集日以外にごみを出す。 (収集日の朝8時30分までに出すこと)
	山林等にごみを廃棄する。ごみを焼却する。	△ごみの不法投棄・焼却は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されています。これに違反した場合は、「5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金又はこの併科」に処されます。	

エコロジーキャンパスの取組み

東京農業大学は平成14年2月に世田谷キャンパス、平成15年3月に厚木・オホーツクキャンパスがISO14001認証を取得し、9年間にわたり認証継続を行ってきましたが、平成23年度からは環境に対する取り組みについて、東京農大独自の方法にて継承していくこととなりました。

この期間、法令厳守、化学物質・廃棄物の適正管理、温室効果ガス削減、エコキャンパスの推進等々、多くの成果を得られました。今後においても引き続き、より一層環境活動推進に向けて学生のみなさんのご協力をお願いします。

☆ 廃棄物の再生利用、適正処理の推進

- 廃棄物の再生利用、適正処理を進めます
- 再生品の購入（グリーン購入）を進めます
「ゴミは分別しましょう。キャンパス内の分別ボックスを活用しましょう。
みんなの協力が廃棄物を減らします！リサイクルにつながります！」

☆ 廃棄物の発生抑制

- 大学内は、紙が廃棄物となって大量に発生しています
- 情報（書類を中心とした）の電子化を推進し、印刷物の量を減らします
「キャンパス内で電子化情報が利用できるように環境を整備します！」

☆ 化学物質の適正な取り扱い

- 学生実験で取り扱う化学物質の安全及び適正な処理を徹底します
- 勉学や研究の名のもとに使用した化学物質で環境汚染をしてはならない
- 試薬の無駄な使用と廃棄を無くしていく努力が求められる
「化学物質の保管、記録管理について法令厳守しましょう！」

☆ 省エネルギー・省資源の推進

- 節電・節水等の省エネを推進します
「何気なく使っている「エネルギー」、「資源」を意識しましょう！」



分別ゴミ箱を利用しよう！

学内には、缶・瓶・ペットボトル、乾電池やガラス屑等を分別するゴミ箱が設置されています。学内および食堂やロビー等での飲食で出たゴミや空缶は、決められたゴミ箱へ捨てましょう。また、駐車場にゴミが多く見られます。学内のゴミ箱に捨てるか、自分の家に持ち帰りましょう。



節水・節電に協力を…！

研究室・トイレなど水道水の利用は無駄の無いよう、教室やトイレの照明も使用していない時はこまめに消しましょう。また、備え付けのトイレットペーパーを個人で持ち帰ったりする事のない様にお願いします。

守ってほしいこと



電話での呼び出し等は出来ません

- 大学では校内放送等による学生の呼び出しは出来ません。
- 父母や友人からの電話による学生の呼び出しは出来ません。
- 学生の住所・電話番号などのプライバシーに係わる問い合わせには対応出来ません。
- 大学では個人宛の郵便物等は受付けていません。



学内施設や物品の借用は必ず届出を！

- 個人または団体（同好会など）で、教室等の学内施設や物品を借用する場合は必ず届出てください（無許可で使用することはできません）。
- ☆学内施設や物品を使用したいときは…☆
1. 学生教務課窓口で、「教室・物品借用願」の届出用紙をもらう。
 2. 各自分で届出の用紙に記入し、学生教務課へ提出する。
 3. 学生教務課で、借用が可能かどうか確認して許可します。
- ※注意事項※
- 原則として「教室・物品借用願施設借用」の届出は事務処理の関係上、借用したい日の前日午後2時までに申し込まなければ許可されません。



無許可ポスター等の掲示は禁止です！

- 掲示板に無許可でポスター等を貼ることは禁止されています。
 - 掲示板以外の場所にポスター等を貼ることも禁止されています。
 - キャンパス内で営利を目的としたポスターの掲示やビラ、チラシの配布は禁止されています。
- ☆学内にポスターを掲示したいときは…☆
1. 学生教務課窓口で、「ポスター掲示許可願」の届出用紙をもらう。
 2. 各自分で届出の用紙に記入し、学生教務課へ提出する。
 3. 学生教務課で、掲示が可能かどうか確認して許可します。



キャンパス内は全面禁煙です！

キャンパス内は、校舎の内外を問わず駐車場も含め全面的に禁煙です。歩行喫煙や吸い殻の投げ捨ては学内外を問わず厳禁です。喫煙は、喫煙者本人の健康はもちろんのこと、喫煙しない人の健康にも害を及ぼします。タバコを吸わない人が他人のタバコの煙を吸わされることを受動喫煙といい、平成15年施行の健康増進法・第25条に受動喫煙の防止が定められています。タバコを吸う場合は、マナーにも充分配慮するようにしましょう。もちろん、タバコは20歳から。ですが、吸わないに越したことはありません。



■SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)に注意

Twitter・Facebookなど短い文章を投稿したり、友達同士でメッセージや写真など共有してコミュニケーションを取ったりするソーシャルネットワークサービス(SNS)が普及してきており、実際に活用している人もいることかと思います。ソーシャルネットワークサービス(SNS)は便利さや楽しさを兼ね備えている反面、危険な面も潜んでいます。SNS利用にあたってはトラブルに巻き込まれる可能性があるということを理解したうえで利用するようにしましょう。



個人情報の取扱いへの注意

個人情報とは個人を特定できる氏名・住所・電話番号・所属・肩書といった情報だけではなく、行動や写真、動画、音声も含まれます。これらを無断で掲載することはプライバシー権の侵害になりかねませんので他人の個人情報を不用意に掲載することは絶対にやめましょう。また、自分の個人情報をインターネット上に公開することで悪意のある他人による「なりすまし」等の被害も考えられます。不特定多数が閲覧できる状態にしない設定など個人情報の公開範囲に気をつけましょう。



画像の情報に注意

GPS機能のついたスマートフォンやデジタルカメラで撮影した写真には、撮影日時や撮影場所の位置情報(GPS情報)など、さまざまな情報が含まれている場合があります。こうした位置情報が付いた写真を掲載してしまうと、自宅や居場所が他人に特定されてしまう危険性があり、迷惑行為やストーカー被害などの犯罪の被害に遭う可能性もあります。



誹謗中傷と誤解される内容の掲載

SNSとはいえる他人の人格・容姿を否定する発言をすると名誉毀損に該当するので他人を中傷（悪口など）するような書き込みはやめましょう。

またSNSは常に不特定多数の人が見ており、発言した本人の意思に関わらず悪意のある拡散による炎上なども頻繁に起きています。ネガティブな内容の投稿を見たユーザーは自分に対しての発言と捉えてしまいやすい傾向があるので注意が必要です。



写真や画像への権利への注意

アニメや漫画の画像を使用することは著作権違反になる可能性が高いので控えましょう。

また芸能人や著名人が写った画像を使用することは「パブリシティ権」の侵害になる可能性があります。「パブリシティ権」とは著名人が、自分の肖像や名前に依拠する経済的な価値を保護し、また独占できる権利のことです。しかしこのパブリシティ権は余程のケースでなければ、訴えられるようなことにはならないのが現状で、少し曖昧に考えられているようです。

(著名人のデートや買い物などのプライベート写真はプライバシー侵害になる可能性もあります。)

奨学制度

人材育成の為、成績や人物ともに優秀な学生や、経済的理由により修学が困難な学生に対して、各種奨学金や教育ローンの制度があります。奨学金の申し込みや貸与には成績や人物、家計基準等の付帯条件があります。以下に本学で取り扱っている奨学金制度を一覧表にして説明します。

奨学金制度の詳細や不明な点は、学生教務課に問い合わせてください。

学内奨学制度

種類	出願資格・対象		金額	備考				
特待生	1年次	一般入試の合格者を対象として、一般入試における得点（成績）をもとに選考される	授業料の全額免除	○期間は1年間 ○年度毎に選考する ○選考人数は入学定員（各学科の学年ごとの定員） 学生数の3%以内				
	2年次以上	前年度までの学業成績（秀と優の単位修得率75%以上）と人物評価等を総合して学科長から推薦を受け選考される	授業料の半額免除					
運動選手特待生	免除	運動選手として特に優れた実績と、将来における特段の活躍が期待される優秀な人材で、第一種と第二種がある	<table border="1"> <tr> <td>第一種</td> <td>入学金・授業料・整備拡充費を免除</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>授業料を免除</td> </tr> </table>	第一種	入学金・授業料・整備拡充費を免除	第二種	授業料を免除	○特待生の期間は当該学生の最短の就学年数 ○強化指定部またはそれに準ずる部の部長から学長に申請する ○入学後、運動成績を審査委員会が毎年確認する
第一種	入学金・授業料・整備拡充費を免除							
第二種	授業料を免除							
東京農業大学私費外国人留学生奨学金	減免	学業、人物ともに優れかつ経済的理由により修学が困難である外国人留学生	学部生： 授業料から年額495,000円を減免	○本人の申請にもとづき委員会で審議し、学長が決定する				
	支給		大学院生： 年額330,000円の奨学金を支給					
東京農業大学特別留学生	減免	海外協定校学長及び校友会海外支部長の推薦を受けた、成績及び人物優秀な者	入学金・授業料・整備拡充費・実験実習費・諸会費の納付金の全額					
	支給		年額495,000円の奨学金を支給					

種類		出願資格・対象	金額	備考
東京農業大学教育後援会特別奨学金	貸与	入学後、保証人の怪我や病気入院または死亡、倒産やリストラ、居住地域の激甚災害指定等による家計急変で経済的に苦しく修学が困難になった者	学費相当額 (全額または一部、年間 100万円が上限) ※無利子	○貸与期間は、入学から4年間（大学院進学者は延長可） ○返還は、卒業後6ヵ月を経過後10年以内
○「学費の分納・延納制度」を設けており、経済的援助の一助としている。				

日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構が実施する奨学金制度には貸与型と給付型があります。

貸与型は、先輩が返還した奨学金を後輩の奨学金として利用する仕組みとなっています。卒業後は必ず返還する義務があります。

給付型は、国の高等教育における修学支援の新制度の一つとして意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金です。また、2020年4月からスタートした高等教育への修学支援制度では、併せて授業料・入学金減免*が受けられます。

*既に在学している人が過去に支払った入学金は減免対象となりません。申込年度に編入学等をし、その際に入学金が発生した場合には、減免の対象となります。

詳しくは日本学生支援機構（JASSO）公式ホームページを参照してください。

日本学生支援機構が行う奨学金制度

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>



奨学金の新規申し込みは、大学入学前の予約採用・入学後の定期採用ともに4月に実施する説明会への出席が必須となるため、希望者は必ず参加してください。

奨学金の手続き・説明会の実施日時は、学生ポータルでお知らせします。不明な点は、学生教務課に問い合わせてください。

その他の奨学制度・教育支援制度

1. 地方自治体・地方公共団体・民間育英奨学事業団体

大学・短大の新入生を対象にした募集は、毎年4月から6月頃に多くあります。

大学に募集要項を送ってくる自治体や団体については、学生ポータルで募集をお知らせします。大学に募集要項を送ってこない自治体や団体については、該当する自治体や団体に直接問い合わせてください。

奨学制度の中には、日本学生支援機構の奨学金との併用ができないものがありますので注意してください。

2. 日本政策金融公庫教育ローン

新入生のみならず在校生も利用することができます。

融資額は学生一人につき350万円以内で、返済期間は15年以内です。詳しくは最寄りの日本政策金融公庫各支店または各相談センターに問い合わせてください。

「国の教育ローン」コールセンター

0570-008656（ナビダイヤル）又は 03-5321-8656

健康管理

1 保健室

保健室は1号館2階にあります。キャンパス内でのケガや急病などの場合に、応急手当や医療機関の紹介を行っています。

健康でより充実した学生生活の支援のために、学校医や看護師、カウンセラーが相談に応じています。不調や心配事は一人で抱えず気軽に立ち寄ってください。

■定期健康診断

疾病の早期発見と治療により、安心して勉学やクラブ活動に専念できるように、学校保健安全法の定めにより必ず受けなければなりません。

診断の結果、異常がある場合は再検査を行い、状態によっては医療機関の紹介や保健指導を行います。やむを得ない理由により、定期健康診断を受ける事ができなかった場合は、保健室に相談に来てください。

■健康診断証明書

就職活動、実習、進学、奨学金申請などで健康診断結果の証明が必要な場合は自動発行機で発行可能です。なお、定期健康診断を受けていない学生や再検査が終了していない学生は発行することができません。

■一人暮らしと学生生活の準備

○健康保険証

思わぬ病気やケガに備えて健康保険証を携帯しましょう。親元を離れて一人暮らしを始める学生で、個人専用でない場合は、遠隔地被保険者証の交付を受けてください。

○体温計、常備薬の用意

健康管理・感染症予防、また急な体調不良などに備え、体温計や常備薬（解熱鎮痛剤・総合感冒薬・胃腸薬）、救急絆創膏、冷却シート、マスク、爪切りなど常備しましょう。保健室では基本的に薬を渡すことはできません。必要な薬は常に携帯しておきましょう。友人間での薬の授受は副作用の危険があるためやめましょう。

○持病がある学生は今後の方針を決めましょう

一人暮らしを始める学生は、今までどおり地元で治療を続けるか、大学近隣の医療機関に移るかを主治医と相談して決めましょう。医療機関を移る場合は、主治医に希望を伝えた上で「診療情報提供書（紹介状）」を書いていただくと良いでしょう。地元で治療を続ける学生は、大学近隣にもかかりつけ医を持ち、不調時に備えましょう。治療上、学内で自己注射等を行う学生は保健室を利用して下さい。また、身体の病気だけでなく、心の不調や発達障がいについても相談してください。医師より大学生活において生活制限が必要とされている場合には、病状や生活制限の内容を記した医師からの「診断書」を保健室に提出してください。

■障がいのある学生へ

身体障がい・発達障がい・精神障がい・その他の心身の機能の障がいや慢性的な内部疾患などの理由により、修学や学生生活を送る上で支障を感じたり、困っている事、相談したい事がありましたら申し出てください。障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳などを交付されている学生は、保健室に報告してください。また、障害者手帳の有無にかかわらず障がいや病気により支援が必要な学生も相談してください。

■学校医の在室

日時：毎週木曜日 10：00～12：00

校医：後藤田 明恵 医師

2 学生相談室

学生相談室は2号館3階にあります。

これから始まる学生生活の中では、さまざまな問題や悩みに直面することがあると思います。

例えば

- ・学校が面白くない
- ・夜眠れない
- ・勉強が思うようにいかない
- ・クラブをやめたい
- ・先輩との人間関係で悩んでいる
- ・最近どうも気持ちが落ち込んで…
- ・なんとなくモヤモヤする
- ・自分の将来や生き方について考えたい etc



修学上の諸問題をはじめ、対人関係・課外活動・心理的な悩み・経済的な事・卒業後の進路・健康上の問題・発達障がい・デートDV（恋人同士の間での暴力）等々について、カウンセラーがあなたと共に考え方手助けします。こんな事で相談しても良いのだろうか…と思わず、早めに対応することが大切です。気軽に話に来てください。個人のプライバシーは守ります。学生に関して心配や不安なことがある保護者の方もご利用ください。電話による相談やお問い合わせにも応じています。

予約先は オホーツクキャンパス 保健室

電 話：0152-48-3817（平日9：00～17：00）

E-mail：medical@nodai.ac.jp

3 大学に連絡が必要な感染症について

大学は集団生活の場であり、感染症などが流行しやすい環境です。学校保健安全法で定められた感染症があり、これらの感染症と診断された学生は速やかに大学に連絡し、医師の許可がおりるまで、または出席停止期間が経過するまで自宅療養をしてください。

■ 感染症の種類と出席停止期間

	対象疾病	出席停止の期間
第1種	まれだが重大な感染症	
	エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS [サーズ])、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	学校において流行を広げる可能性が高い感染症	
	・ <u>インフルエンザ</u> (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	・ <u>新型コロナウイルス</u> (COVID-19)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	・ <u>百日咳</u>	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・ <u>麻疹</u> (はしか)	発疹に伴う発熱が解熱した後3日間を経過するまで
	・ <u>流行性耳下腺炎</u> (おたふくかぜ・ムンプス)	耳下腺・頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・ <u>風疹</u> (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	・ <u>水痘</u> (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	・ <u>咽頭結膜炎</u> (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・ <u>結核</u>	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	・ <u>髄膜炎菌性髄膜炎</u>	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	学校において流行を広げる可能性がある感染症	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 ・ウイルス性肝炎 ・マイコプラズマ感染症 ・感染症胃腸炎(ウイルス性・細菌性)	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

■大学への連絡方法

オホーツクキャンパス保健室（保健室不在時は学生教務課）

電話番号：**①0152-48-3817（保健室）**

②0152-48-3813（学生教務課）

利用時間：平日9:00～17:00

連絡内容：学科・学年・学籍番号・氏名・感染症の診断名・医師の診断日・欠席期間

■これらの感染症が治ったら

病院の医師により登校の許可がありたら、証明となるもの（登校許可書または治癒証明書・診断書のいずれか1つ）*と学生証を持って保健室に来てください。欠席の取り扱いについて説明をします。当該期間における授業（試験）の欠席については、試験などの受験資格認定の際に配慮します。

*インフルエンザに関しては、診断されたとわかる検査結果・薬の説明書・領収書等と自宅療養中の毎日の体温の記録を持参することで証明となり、医師の証明書は不要です。

*新型コロナウイルスに関しては、診断されたとわかる検査結果（抗原検査キット含む：検査結果の写真※日時・本人のものとわかる記載）・診療明細・領収書等と健康管理表を持参することで証明となり、医師の証明書は不要です。

■予防接種について

感染症予防対策のため、4月の健康診断時に、学校で流行しやすい感染症について、以下のようないくつかの既往歴、予防接種歴の調査をします。

また、農業実習に伴い、破傷風の予防接種歴についても調査します。

母子手帳などを元に家族の方に確認してください。医療機関の紹介も行っています。

疾 病 名	かかったことの有(年齢)無	予防接種歴と年齢
麻疹(はしか)	有 (　　才) or 無	2回の接種
風疹(三日はしか)	有 (　　才) or 無	有 (　　才) (　　才) or 無
流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	有 (　　才) or 無	1回の接種
水痘(水ぼうそう)	有 (　　才) or 無	有 (　　才) or 無
破傷風	—	2回の接種 有 (　　才) (　　才) or 無

次に該当する学生は医療機関と相談のうえ、予防接種を受ける事をお勧めします。

母子手帳の記録があると確実です。

○麻疹・風疹…過去にかかった事がない、MR（麻疹・風疹混合）ワクチンの予防接種（2回）を受けていない場合。

○破傷風…破傷風が含まれる3種混合ワクチンと2種混合ワクチンを受けている22歳未満の学生の追加接種は不要ですが、農業実習などがある生物産業学部では十分な免疫を得るために追加接種（1回のみ）をお勧めします。追加接種については、入学後も相談のうえ受ける事が可能です。

*水痘・流行性耳下腺炎に関してもかかった事のない学生は、医療機関と相談のうえ、予防接種を受ける事をお勧めします。

■ ハラスメント防止

■ハラスメント防止について

本学ではセクシュアル・ハラスメントに代表されるハラスメント防止に取り組んでいます。オホーツクキャンパスでも相談員を配置していますので被害を受けたなら遠慮なく申し出てください。

(1) セクシュアル・ハラスメント

学生または教職員が意図するか否にかかわらず、性差別的または性的な言動によって、学生を不快にさせる行為。学生または教職員が利益もしくは不利益を与えることを利用して、または利益を与えることを代償として、相手に性的な誘いまたは要求をする行為。相手の意に反して行われる「性的嫌がらせ」の言動をいいます。

具体的には、

- 1. 個人的な性体験を聞く
 - 2. 異性にカラオケのデュエットを強要する
 - 3. 女性の胸、お尻、腰などを触れる
 - 4. 異性のいるところで卑猥な話をする
 - 5. 立場を利用して無理矢理食事にさそう
 - 6. ストーカー行為をする
- 等が、あげられます。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、教員またはこれに準ずる者が、その地位または職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、相手によって差別したり、人格を否定したり、必要以上に厳しくしたりまた指導を放棄することにより、相手方の勉学・研究意欲や学習・研究環境を害する言動または行為。

※ (デートDV)

若い恋人間で、暴力を使って相手を思い通りにすることをデートDVといいます。

具体的には下記のような種類があります。

- 1. 身体的暴力（殴る、ける、叩く 等）
- 2. 精神的暴力（バカにする、無視する、行動を制限する、つきまとう 等）
- 3. 性的暴力（無理に性行為をする、避妊に協力しない、性行為を人に話す 等）
- 4. 経済的暴力（お金を借りても返さない、バイトを制限する 等）

●加害者にならないためには

個人によって感じ方が異なるため、判断が難しい場合もありますが、自分の恋人、家族（親・兄弟・姉妹）が対象になった場合、不快に感じられるような言動はしないことが大切です。

●被害をうけたら

一人で悩まず、すぐ学内相談員に相談してください。個人のプライバシーは守ります。被害にあった状況は、できるだけ詳しく記録しておくと客観的に判断できたり、事態解決に役立ちます。

ただし、故意に虚偽の言動をとったことが判明した場合には、学則に基づき処分の対象となります。

●それぞれのキャンパスごとに複数の相談員を置いています。相談員の氏名、学内連絡先は学生教務課で確認してください。

防災（災害時）について

充実した学校活動の基本は、安全・安心です。地震、火災、事故など、私たちの身の回りにはいつ起こるか分からない危険要因が多様に潜んでいます。決められた学内ルールをきちんと守り、有意義なキャンパスライフを送れるようにしましょう。

■火災を起こさないために

- キャンパス内は、全面禁煙です。
- 本学は実験実習が多く、研究室では多種多様な実験を行っています。危険物、化学物質を使用する場合は、担当教員の指導のもと、決められた方法、手順を守り十分注意して取り扱ってください。薬品類は、指定された保管場所に必ず戻してください。
- 本学の研究室内では、酸素、水素、窒素、一酸化炭素、アンモニアなど危険な多種多様な高圧ガスボンベが使用され、実験器具などに接続されています。転倒した場合などは、ボンベの接続部が外れることも予想されますので、ボンベの取り扱いには十分注意してください。

■火災が発生したら

- 早く周りの人たちに「火災」を知らせるため、大声で「火事だ～！」と叫んで、他の人の協力を呼びかけてください。大きな声を出すということは、周りの人に火災を教えると同時に自分を落ち着かせる効果があります。
- 火災報知機（非常ベル）を押して、警報音を鳴動させてください。各校舎の廊下や通路に設置しています。屋内消火栓の箱の上部には、非常ベルがありますので、火災などを発見した場合は、押して警報を鳴らしてください。直ぐに、警備員や設備担当者が駆けつけます。

■火災時の避難方法は

- 室内の火災の勢いが強く、身の危険を感じたら扉は閉めて避難してください。
- 煙の中を避難する時は、ハンカチなどで口や鼻を覆い姿勢を低くして、なるべく煙を吸わないようにしてください。
- 化学薬品は、容器の蓋を閉めて避難してください。
- 裸火は消し、ガスの元栓、電気器具の電源は切ってから避難してください。
- 高圧ガスボンベは、バルブを閉鎖してから避難してください。
- サイレンが鳴ったら、部屋から出て非常放送を聞いてください。
- 非常放送や教職員の指示に従って避難してください。

地震から身を守る

大地震から自分を守る

地震が発生したら

火・ガス・電気を消す	火の始末、ガスの元栓を閉め、電気器具の電源を切る。 安全な場所に避難し、出火があればその後消火活動をする。
かぶる、もぐる	頭部を覆い、イス、テーブル、机、ベッド、布団などにもぐる。
開ける、離れる	揺れが激しい場合は、閉じこめられないように、ドアや窓を開け、逃げる出口を確保する。落下・転倒する物から離れる。

災害時の学内避難場所はグラウンドです

キャンパスにいるとき

- 揺れを感じたら実験を中止
- ガスの元栓OFF、電気器具の電源OFF
- 出口の確保
- 落下物・転倒物・飛散ガラスに注意
- 机の下にもぐる
- 野球場・グラウンド・広場に速やかに避難

キャンバス以外にいるとき

- 建物倒壊に注意
- 駅・電車内アナウンスに注意
- 地下鉄内・地下街では放送に注意
- 冷静に行動し、身勝手な言動はしない

避難するとき・避難したら

- 「あわてず」「騒がず」「落ち着いて」
- 余震に注意
- 「押さず」「走らず」「しゃべらず」
- パニックにならない
- 出入り口に殺到しない

家族に安否を知らせる

※NTT災害伝言ダイヤル（171番：忘れてイナイ）の利用を家族と打ち合わせておく。

※携帯電話各社で提供する災害伝言板サービスの利用を家族で打ち合わせておく。

火災が発生したら

- 速やかに通報…警備本部（室）へ…
- 初期消火 ●逃げる

非常口と避難路の確認

- あわてないよう事前に通路や出口を確認
- 書棚・薬品庫などの転倒防止
- 障害物の排除

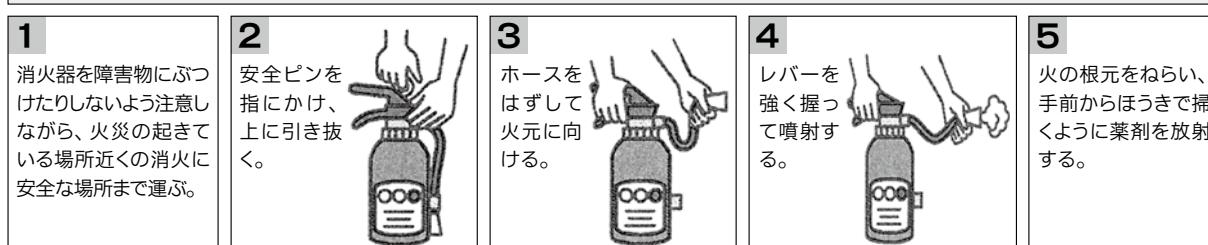
救護・救出

- 自分の存在を知らせる
- 救助・救護・捜索に協力
- 二次災害に注意
- 大声を出して助けを呼ぶ

帰宅するか 大学に残るか

- 帰宅の目安は20km以内
- 帰宅できない場合は大学か最寄の避難所へ
- 日頃から帰宅ルートの確認
- 親との連絡方法を決めておく

火災発生時の消火器の使い方



冬の生活における注意！

■水落とし（みずおとし）をしよう

水道管の凍結を防止するために、電気の力や重力を利用して水道水を地上部に残さないようになります。この作業についてはアパートの家主さんや管理人さんに必ず説明を受けましょう。帰省や旅行などで長期間（2日以上）アパートを空ける場合は必ず「水落とし」をしましょう。「水落とし」をやらなかつたために、水道管を破裂させた場合は全面的に賃借人の責任となり、修理費用を負担しなければならなくなります。

■歩行時の注意

道路や建物の通路などが凍結して、大変滑りやすくなりますので季節に合った靴を選ぶことが大切です。氷雪には「防寒長靴」が一番良いのですが、それ以外でも靴の裏にしつかりした「滑り止め」や「深い溝」のあるものを選びましょう。

また、上着やズボンのポケットに手を入れての歩行は、滑って転んだ際に骨折を引き起こす要因となります。十分注意が必要です。

大学構内・駐車場も大変滑りやすくなりますので、十分注意してください。万が一、歩行中に転倒して骨折・捻挫などの傷害を負ったとしても、大学はその責任を負えません。

■スタッドレスタイヤへの交換について

11月上旬～5月上旬に車を運転する時は、タイヤを「スタッドレスタイヤ」に付け替えるなければなりません。また、それと同時に冬用ワイパーへの取り替えも必要です。

■冬道運転時の注意

自動車で雪の路面やアイスバーンを走行中に急停止する場合は、夏場の4～8倍もの制動距離が必要になります。雪道での走行は十分な車間距離を保ちましょう。特に下り坂やカーブでは注意が必要です。とにかく冬季は「スピードを落とす」「車間距離をとる」ことが事故防止への一番の近道です。また、自動車学校等では「冬道運転講習会」が開催されていますので、十分な準備をしてから車の運転をしましょう。

暴風雪から身を守る

近年、北海道では急速に発達する低気圧の影響により、雪を伴う暴風、猛吹雪により停電や遭難といった暴風雪災害が多く発生しています。暴風雪による「ホワイトアウト」という言葉を、一度は耳にしたことがあるのではないかと思います。危険は身のまわりに潜んでいますが、正しい知識と準備があれば未然に防ぐことができます。暴風雪による被害に遭わないために日常から暴風雪に備えましょう。

○暴風雪が発生しやすいときは

発達した低気圧の通過や強い冬型の気圧配置の時に暴風雪が発生することが多く、天気図では等圧線の間隔が狭くなっています。また、低気圧の移動速度が速い場合や地形が急に開けた場所等では、風の強さや見通しが急激に変化するのも特徴です。

○暴風雪による被害の特徴

・吹きだまり

車の運転が大変危険になり、積雪が20cm程度でも発進できなくなる場合があります。住宅では、FF式暖房機等の給排気口がふさがれると、一酸化炭素中毒を起こす危険性があります。また、玄関が雪でふさがれて開かなくなることがあります。

・暴風や視界不良による歩行困難

強い風でまっすぐに歩くことが困難になります。また、雪で数メートル先も見えなくなり、方向感覚を失って自分の位置が分からなくなります。さらに、車からは視界不良により歩行者が見えにくくなるため、歩行するのも危険になります。体温が奪われて、低体温症になる恐れがあります。

・停電

電線着雪や強風、飛散物などにより電線が切れるなどして、停電が発生し、照明や暖房が使えなくなることがあります。天気が回復するまで復旧作業が行えず、停電が長期化することがあります。

○暴風雪による被害に遭わないために

- ・暴風雪による被害は、晴天から悪天へと天気が急変した時に多く発生しています。
- ・テレビやラジオなどで悪天が予想されることを知ったときは、今の天気が良くても油断することなく、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分確認しましょう。
- ・暴風雪が予想されているときは、無理をせずに外出は避けましょう。
- ・暴風雪時は大学が休講になることがあります。登校前に学生ポータルで各キャンパスからのお知らせを確認しましょう。

○日常から暴風雪に備える

家中で安全に過ごすために

- ・気象情報に注意して、暴風雪が予想されているときは外出を避けましょう
- ・停電に備えて、懐中電灯、携帯ラジオ、防寒具、ポータブルストーブや灯油、非常食、飲料水などを準備しておきましょう
- ・FF式暖房機等を使用している場合は、給排気口が雪でふさがれないように注意しましょう



止むを得ず車で外出するときは

- ・天気の急変などにより車が立ち往生することを想定して、防寒着、長靴、手袋、スコップ、けん引ロープなどを車に準備するとともに、十分に燃料があるか確認しましょう



もしも暴風雪に遭ってしまったら

○歩行中や屋外で作業中のとき

- ・商店やコンビニ等建物の中の安全な場所に移動し天気の回復を待つ
- ・歩行中は風で飛ばされてくる物に注意する
- ・重ね着や肌の露出を少なくし、体温が低下しないようにする

○家の中にいるとき

- ・ストーブ等の給排気口がふさがっていないか確認する
- ・出入口を確保するため、吹きだまりの状況を見て除雪する

○車を運転しているとき

- ・最寄りの道の駅、コンビニなどで天気の回復を待つ
- ・気象情報や道路情報を確認する

～途中で立ち往生してしまったら～

- ・ハザードランプを点滅、停止表示板を置く
- ・JAF等のロードサービス、近くの商店や人家等に救助を求める
- ・避難できる場所や救助を求められる人家が近くにないときは、警察・消防に連絡して救助を求める

～車内で救助を待つときは～

- ・原則エンジン停止
- ・止むを得ずエンジンをかける場合は、一酸化炭素中毒に注意する

○気象情報や道路情報等を配信しているインターネットサイト

- ・気象庁（警報・注意報・気象情報・天気予報・気象レーダー）
→URL <http://www.jma.go.jp/>



- ・道路情報提供システム（国道通行止情報・道内主要峠画像）
→URL <https://www.road-info-prvs.mlit.go.jp/roadinfo/pc/>



- ・北の道ナビ（道路情報総合案内・吹雪の視界情報）
→URL <http://northern-road.jp/navi/>



- ・北海道防災ポータル（防災情報・避難情報・防災携帯メール配信）
→URL <http://www.bousai-hokkaido.jp/>



- ・網走市（緊急情報・災害情報）
→URL <http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/005emergency/>



傷害補償

■学生教育研究災害傷害保険

学生が災害にあったときのために、保険料を本学が負担し、学生全員を被保険者とする学生教育研究災害傷害保険（学研災・学研賠）に加入しています。

【保険の対象となる事故の範囲】

- ①正課授業中に指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間の傷害事故
- ②入学式、オリエンテーション等の教育活動の一環としての各種学校行事参加中の傷害事故
- ③上記以外で学校施設内にいる間の傷害事故(大学が禁じた行為を行っている間は除く)
- ④課外活動中の傷害事故（大学で認めた団体での活動中）
- ⑤通学往復中の傷害事故（合理的な経路及び方法）
- ⑥学校施設等相互間の移動中（課外活動の目的場所への移動を含む）
- ⑦正課授業中に誤って他人に傷害を負わせてしまった場合
- ⑧収穫祭で食品を提供し、客が食中毒になった場合
- ⑨インターンシップ活動中に誤って施設、機器を破損してしまった場合
- ⑩通学中に誤って他人に傷害を負わせてしまった場合



学研災・学研
賠 インタ
ネットサイト
QRコード

◆手続き方法

……事故発生後ただちに学生教務課又は保健室に届け出てください。

その後の手続きについては、担当者の指示に従ってください。



けがをしたら…??

大学では授業中や課外活動の補償の他に、学内で行われる様々なイベントでの事故障害などが対象の補償もあります。色々な形で、皆さんの学生生活中の事故についての補償がありますので、学内外で事故による障害を被った場合は、学生教務課に申し出て補償の対象になるかどうかを確認してください。

また、入学時に個人で加入した保険などがある場合は、各自で補償請求の手続きが必要となりますので注意してください。



スポーツ共済の加入について

農友会・同好会各団体に所属する学生は、大学が指定する『スポーツ共済』に毎年加入する事が必要です。『スポーツ共済』に加入していない学生の団体所属は大学として承認したものにはなりません。この共済では、活動中にケガをしたり事故に遭ったり、また、賠償責任を負った場合に一定の補償金が支払われます。また、掛け金の一部を大学では助成しています。

◇農友会・同好会に入部・入会したら…

上級生（代表者または会計等）から『スポーツ共済』の掛け金が徴収されます。団体によって、掛け金は異なりますが、所属する全ての団体で加入する義務があります。加入の手続きは、団体ごとにまとめて行っているので、個人で申込書を書いたりする必要はありません。なお、「掛け金の徴収がされない」場合や、自分のスポーツ保険加入状況が不明という学生は学生教務課窓口で確認してください。

○加入区分・掛け金・補償金額

区分	対象となる団体	掛け金 (1人年額) 内訳	傷害保険（補償金額）				賠償責任共済 その他
			学生負担金 大学助成金	死亡 後遺障害	入院 (1日あたり)	通院 (1日あたり)	
A	講演部、文芸部等の …文化活動、ボランティア活動を行う農友会および同好会	900円 450円 450円					
B	社交ダンス研究部、YOSAKOIソーラン部等のスポーツをする農友会および同好会（Eに該当するスポーツを除く）	1,900円 950円 950円		死亡 2,000万円			・身体・財物 賠償合算 1事故5億円 (ただし身体賠償は1人1億円)
C	剣道、弓道、卓球、テニス、バスケットボール、バレー、陸上競技、バドミントン、ゴルフ等の …比較的の危険度の低いスポーツをする農友会および同好会	2,100円 1,050円 1,050円		後遺障害 3,000万円	4,000円	1,500円	
D	柔道、空手、拳法、合気道、スキー、アイスホッケー、ホッケー、硬式野球、ラグビー、サッカー、ウェイトリフティング、パラグライダー、スキュー、バドミントン等の …比較的の危険度の高いスポーツをする農友会および同好会	4,300円 1,400円 2,900円					・その他 突然死見舞金 180万円
E	アメリカンフットボール等の …危険度の高いスポーツをする農友会および同好会	11,000円 2,500円 8,500円		死亡 500万円 後遺障害 750万円	1,800円	1,000円	

注1) 加入した団体の活動内容によって、区分が分かれます（区分は、団体の代表者に連絡してあります）。

注2) 区分Aの文化団体に関しては、スポーツをしない団体となりますので、スポーツをしてのケガ等については保険が適用されません。

例えば…、

カーリング部
乳製品研究会
馬術同好会

所 属 団 体	区分	掛け金 (一人当たり)	大学助成金	学生負担金	計
カーリング部	C	2,100円	1,050円	1,050円	2,450円
乳製品研究会		900円	450円	450円	
馬術同好会		1,900円	950円	950円	

大学助成は全団体で受けることができます。

カーリング部1,050円+乳製品研究会450円+馬術同好会950円=2,450円

よって、個人負担は2,450円となる。

◇共済加入後、活動中にケガをしたら…

学生教務課窓口で、手続きしてください。

課外活動

■ 農友会

東京農業大学の「農友会」は、土を愛する精神に基づき農業を志す友の会として発足し、百有余年の歳月が流れようとしています。

生物産業学部の「農友会」は、この伝統を引き継ぐとともに、これに勝るとも劣らない「オホーツクキャンパス農友会」として活躍することが期待されています。

■ オホーツクキャンパス農友会総務部

農友会総務部では、農友会各部・各学科・各団体の活動がスムーズに行えるようにするための活動をしています。その他、収穫祭やスポーツ大会などの農友会行事の企画実施など、その活動は多岐にわたっています。

■ 農友会所属団体紹介

〈体育系団体〉

- アメリカンフットボール部
- カーリング部
- 弓道部
- 競技ゴルフ部
- 競技スキー部
- 剣道部
- 硬式テニス部
- 硬式野球部
- サッカーチーム
- 軟式野球部
- バスケットボール部
- バドミントン部
- バレーボール部
- ボート部
- ラグビーフットボール部
- 陸上競技部



〈文化系団体〉

- 茶道・華道部
- 北海道自然探索部
- YOSAKOIソーラン部「農天揆」

※農友会について知りたいことや、わからないことがあれば、
『農友会総務部室：オホーツク学生会館3F』へ気軽に相談に来てください。

■全學應援團

農大精神の健全な発展と学生相互の親睦をはかり、円満な人格の育成と学園の明朗化のために貢献し、かつ運動競技および学術研究など多方面にわたって応援し、その向上発展を期し、諸大学との交流親睦につとめ、広く学生生活を有意義なものにすることを目的としています。

■全學應援團所屬団体紹介

リーダー部

チアリーダー部

吹奏楽部



○入学式、卒業式の大学行事を始め、農友会各部の応援や収穫祭、また地域社会の要請を受けさまざまなイベントに参加し、学内外から好評を博しています。

■ 同 好 会

同好会では、先に紹介した農友会団体とはちがった個性を持ち、いろいろな分野で活発に活動しています。

■同好会所属団体紹介

(体育系)

合 気 道 同 好 会
馬 術 同 好 会
S o u l ー B E A T
バ ー ベ ル ク ラ ブ
ク ライ ミン グ サ ー ク ル
カバディ・カポエイラ同好会



(文化系)

お い し い パ ン 研 究 会
乳 製 品 研 究 会
軽 音 楽 同 好 会
シ ン フ ォ ニ ス タ
フレーバー・フレグランス同好会
野 鳥 研 究 会
未 来 農 研 究 会
写 真 サ ー ク ル
節 足 動 物 同 好 会

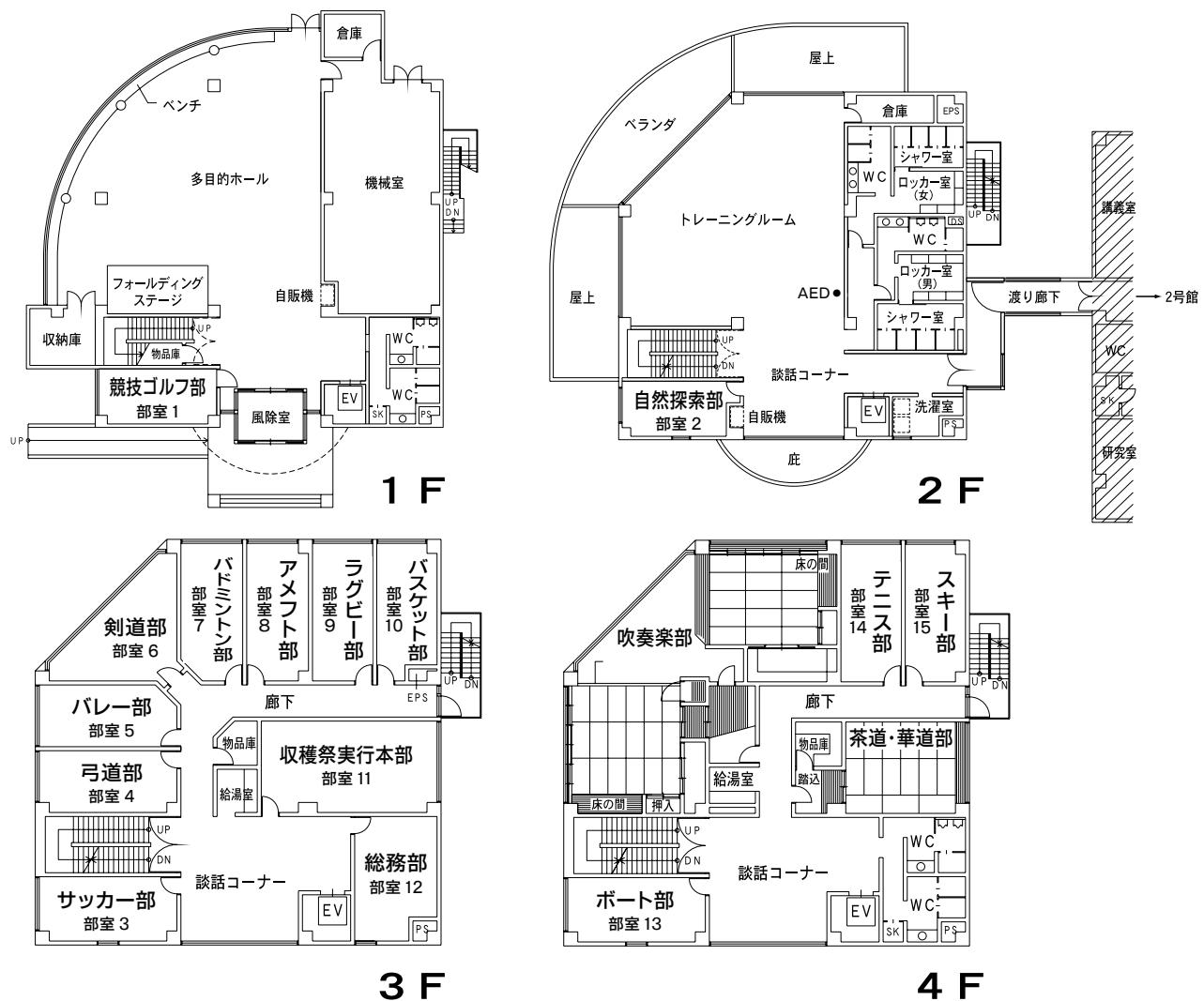


～同好会新規結成申請について～

同好会の新規結成の申請については、年2回（4月下旬・10月中旬）受付をしております。申請方法は、所定の申請用紙を提出するほか、会員が5名以上必要等いくつかの条件があります。なお、申請後、学生教務課にて新規同好会が適正か審査をし、認められた場合、新規同好会結成となります。スケジュール、申請方法といった詳細につきましては学生教務課にて確認してください。

オホーツク学生会館について

主に課外活動の部室等があり、コミュニケーションの場として、活用できます。2階には、トレーニングルームがあり、所定の手続きを行えば、利用することができます。



☆☆トレーニングルームの使用について…（会館2F）☆☆

- ① 使用は原則として、講習を事前に受講した者に限ります。
受講者には許可証が発行され卒業時まで使用できます。
 - ② 使用を希望する場合は、毎年4月に配信する学生ポータル
のお知らせを読んで、手続きをしてください。
- ▲使用可能時間 9:00～22:00 (2人以上で使用の事)
- ※使用に関しては幾つかの要項が定められています。状況によつては使用を中止する場合があります。詳しい事は学生教務課まで。



大学への意見

学生生活を送る上で、日頃、困っていることや改善してほしいことなどの意見がある場合は、副学長宛に（g-center@nodai.ac.jp）電子メールを送ってください。

投稿の際は、学籍番号・氏名等を明記してください。記載内容について確認（説明をお願い）する場合があります。

いただいた意見は、充分検討し、業務運営の改善に役立てていきます。真摯な意見をお願いします。

なお、カリキュラム、履修、成績、各種証明書、健康や課外活動等の相談については、各種相談窓口に相談してください。メールや電話での受け付けはしていません。

■ アルバイトの紹介について

■ アルバイト紹介

アルバイトの求人情報は、すべて学生ポータルに掲示されます。その掲示を見てアルバイトの希望をする場合は、直接申請求人先へ連絡してください。

※1年生へのアルバイト紹介は、夏休み以降となります。



注意

大学に入学後、多くの学生がアルバイトを経験することと思います。アルバイトの目的もアルバイトをする時期も人それぞれだと思いますが、学業や生活を犠牲にしてまで行うようなことは避けてください。

本学では次のような職種や業種は学生にふさわしくないものと考えます。

紹介できない事項	紹介できない事項 具体例（一部）
学業に支障をきたすもの	<ul style="list-style-type: none"> ●深夜（午後10時～午前5時）の業務（原則、授業に支障をきたす深夜業務は紹介できませんが学生部長判断により受け入れる場合もある） ●平日の日中の業務（講義への出席に支障をきたす場合） ●定期試験期間中の業務、長期継続の住み込み、宿泊を伴う業務
教育的に好ましくないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●競馬場、競輪場等ギャンブル場内での業務。●風俗営業店での業務。 ●選挙応援に関連する業務。●訪問や電話による販売、勧誘業務
危険、事故が伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> ●車、バイク、トラクター、機械等の運転が含まれる業務 ●船上での業務、工事現場、高所等危険度の高い場所での業務 ●警備関係の業務（補助的なものは除く）
健康面で好ましくないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●農薬、劇薬等有害な薬物を取り扱う業務 ●劣悪な環境（温度、騒音、粉塵等）での業務
人命に関わるもの	<ul style="list-style-type: none"> ●ベビーシッター、水泳監視員、スポーツインストラクター等（但し、資格取得し携わる場合は除く）
法令に違反するもの	<ul style="list-style-type: none"> ●一定額の賃金保証のない出来高払の業務 ●街頭でのチラシ配り、ポスター貼りの業務（内容的に無許可の場合があるため） ●マルチ、ネズミ講商法に関する業務 ●道の最低賃金を下まわるもの
労働条件が不明確なもの	<ul style="list-style-type: none"> ●登録制によるもの等
業務中の事故やトラブルについて学生に負担を負わせるもの	<ul style="list-style-type: none"> ●各種保険、補償が適用されないもの ●労災保険が適用されないもの等
その他大学が好ましくないと判断したもの	<ul style="list-style-type: none"> ●就業日までに7日以上の日数（募集期間）がないもの

こんな時は…？

アルバイト先でのトラブル等、困った事がありましたら遠慮なく学生教務課窓口に相談してください。また、下記のような消費者センターなどの専門機関でも相談に応じてくれます。

網走消費者協会

TEL 0152-44-7076

就職と職能・資格講座について

◆キャリアフロアーを活用しよう◆ — 平日 AM 8:30～PM 5:00 —

■就職について

○ キャリアフロアーは情報の宝庫

- ・ 「農大キャリアナビ」という就職情報システムが学生の就職活動をフルサポートします。
- ・ インターネットや農大キャリアナビを検索するパソコンが自由に使えます。
- ・ 卒業生の就職活動状況や就職試験内容について詳しく知ることができます。
- ・ 企業研究や就職活動のための参考図書や各種情報誌も揃っており、いつでも自由に閲覧等ができます。

○ 充実したキャリア教育メニュー

- ・ 進路や就職に役立つ各種キャリア講座（授業等）を実施しています。
- ・ 全国の企業担当者から就職活動に役立つ話が聞ける業界研究セミナーを開催しています。
- ・ 在学中に企業での就業体験を行うインターンシップをサポートしています。

○ 何でも相談してみよう

- ・ 就職を担当する専任の職員が在席していますので進路や就職のことを何でも相談しましょう。
- ・ 希望者には応募書類添削や模擬面接も行っていますので遠慮なく申し出てください。

○ きっと将来への何かが見つかるはず

- ・ 1年生のときからキャリアフロアーを積極的に利用しましょう。

■職能・資格講座について (有料)

○ 各種「資格試験・試験対策講座」を開講します。

※詳しくは学生ポータルにて掲示しますので確認してください。

☆ オンライン対応について

遠隔授業の実施同様、キャリアセンター事務課業務もオンラインによる対応を行っています。

キャリアフロアーでの進路相談、模擬面接や各種就職支援プログラムを対面で受けられない場合は適宜オンライン（Zoom、Teams、学生ポータル、メールなど）で受けることができます。

キャリアセンター事務課案内

① 掲示板

公務員・求人・各種セミナー・インナーシップ・資格についての案内、キャリアセンター事務課からのお知らせなどを掲示します。

② 企業ファイル

全国企業、道内企業の会社案内・経歴書・営業案内などを会社別にファイルしています。個別企業研究に便利です。

③ 公務員・農業団体ファイル

公務員・農業団体の試験案内、採用案内、求人票などがファイルしてあります。

④ 都道府県別就職情報誌

都道府県からの就職情報誌があり、リストアップや会社選びに便利です。

⑤ 参考図書

就職活動に役立つ様々な書籍や資料を常設しています。

【業界／企業研究に役立つもの】

- (1) TDB REPORT(業界の最新動向について詳しく解説)
- (2) 会社四季報（各上場企業の四半期毎の業績について詳しく解説）
- (3) 「四季報」で勝つ就職（「会社四季報」の見方をわかりやすく解説）
- (4) 就職四季報（各企業の採用実績に関する情報が掲載）
- (5) エラベル（各地域の優良企業情報が満載）
- (6) その他

【適性検査／エントリーシート／面接対策】

- (1) 最新最強シリーズ
 - テストセンター (SPI3対策)
 - エントリーシート (自己PR・志望動機等)
 - 就職面接 (グループディスカッション・集団面接・個人面接)

(2) Webテスト完全突破法

(3) その他

⑥ 各種情報誌

日本経済新聞・週刊ダイヤモンド・週刊東洋経済・日経ビジネスなどがあります。その他の新聞や雑誌については、電子ブック、デジタルコンテンツへの掲載も多種図書館に備えてありますのでご利用をお勧めします。なお、日本経済新聞・北海道新聞は、売店横ラウンジにも設置しています。

⑦ 学生パソコンブース

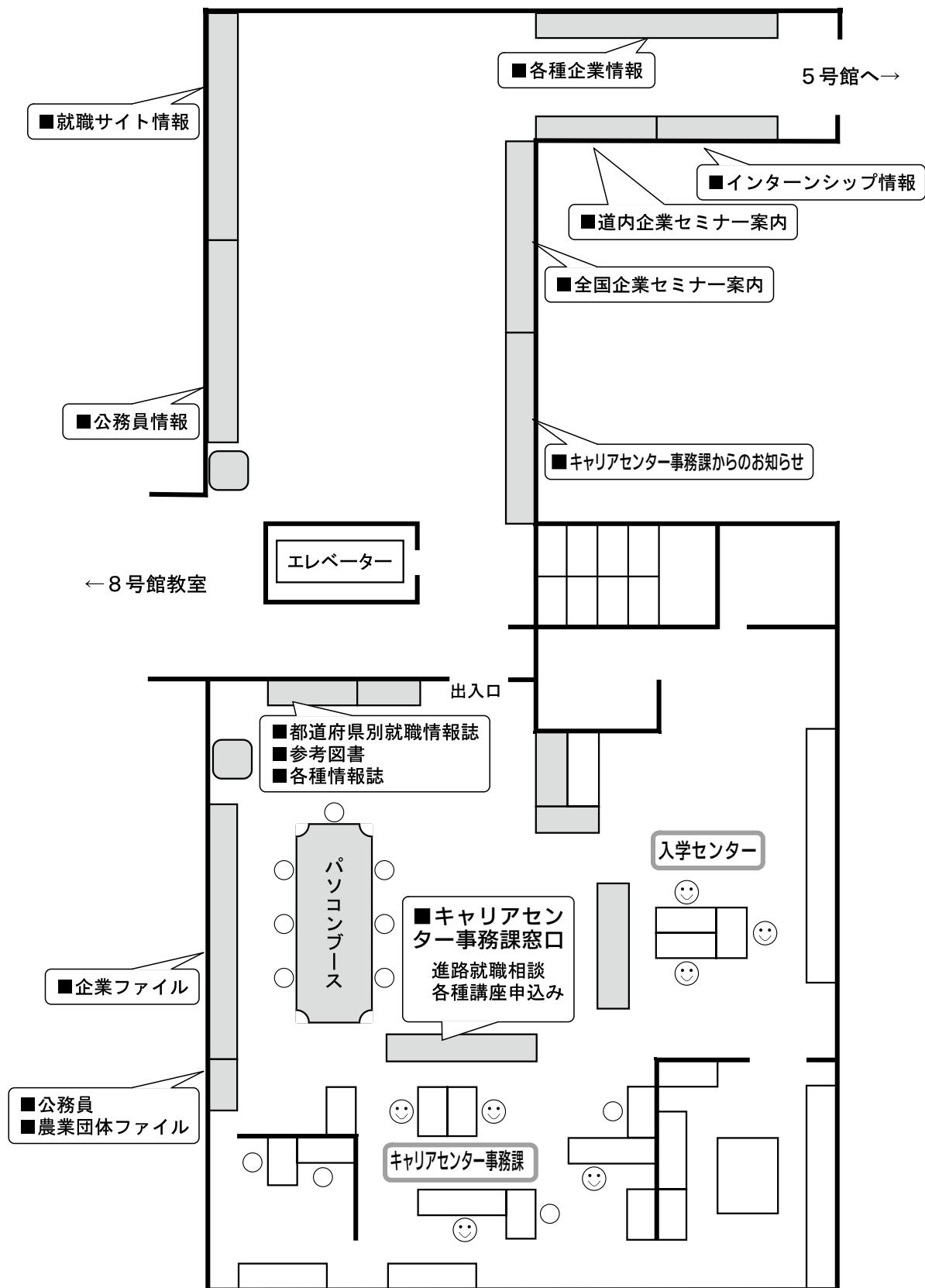
インターネットや農大キャリアナビを使い企業HPや企業情報の閲覧・求人情報の閲覧など就職活動用として自由に利用可能です。

⑧ キャリアセンター事務課窓口

各種資格講座や職能講座の申込み窓口だけでなく、進路や就職に関する相談（エントリーシート添削、面接練習等）も受け付けています。



キャリア フロアーケース内図（8号館2階）



国際教育プログラム・外国人留学生支援

グローバル連携センターは世界32カ国・地域に点在する海外協定校や関連機関との間で語学や農業に関する研修や異文化理解、異国民間交流を通じて国際社会に貢献できる専門知識や技術のみならず幅広い知識をもつ人材を育成するための各種の国際教育プログラムを開設させ、多くの学生へ参加を推進しています。一方、外国人留学生を受入れ、有意義な学生生活を送れるよう様々な支援を行っています。なお、オホーツクキャンパスにおいては学生教務課が担当しています。

国際教育プログラム

現在、本学の海外協定校は世界32カ国・地域に広がり年間多くの本学学生を各自の興味や目的に合わせて各海外協定校や関連機関に派遣しています。

国・地域	大学名	協定締結年月日
① アメリカ合衆国 ミシガン州立大学 Michigan State University, MSU		1966年(昭和41年) 1月12日
② タイ王国 カセサート大学 Kasetsart University, KU		1988年(昭和63年) 6月9日
③ カナダ ブリティッシュコロンビア大学 The University of British Columbia, UBC		1988年(昭和63年) 7月20日
④ 中華人民共和国 中国農業大学 China Agricultural University, CAU		1988年(昭和63年) 8月22日
⑤ 台湾 国立中興大学 National Chung-Hsing University, NCHU		1992年(平成4年) 6月11日
⑥ インドネシア共和国 IPB大学（旧ボゴール農科大学） Bogor Agricultural University, IPB		1996年(平成8年) 8月2日
⑦ ペルー共和国 ラ・モリーナ国立農業大学 Universidad Nacional Agraria La Molina, UNALM		1996年(平成8年) 8月2日
⑧ モンゴル国 モンゴル生命科学大学 Mongolian University of Life Sciences, MULS		1996年(平成8年) 8月12日
⑨ フィリピン共和国 フィリピン大学ロスバニオス校 University of the Philippines Los Banos, UPLB		1996年(平成8年) 9月11日
⑩ 大韓民国 国立慶北大学 Kyungpook National University, KNU		1998年(平成10年) 4月28日
⑪ イスラエル国 ヘブライ大学 The Hebrew University of Jerusalem, HUJI		1998年(平成10年) 9月28日
⑫ ベトナム社会主義共和国 ベトナム国立農業大学 Vietnam National University of Agriculture, VNUA		1998年(平成10年) 11月19日
⑬ ブラジル連邦共和国 サンパウロ大学 Universidade de Sao Paulo, USP		2001年(平成13年) 2月22日
⑭ メキシコ合衆国 チャビンゴ自治大学 Universidad Autonoma Chapingo, UACh		2001年(平成13年) 7月16日
⑮ ウクライナ国 ウクライナ国立生命環境科学大学 National University of Life and Environmental Sciences of Ukraine, NUBiP		2003年(平成15年) 9月19日
⑯ マレーシア国 マレーシアプトラ大学 Universiti Putra Malaysia, UPM		2004年(平成16年) 3月16日
⑰ フランス共和国 リール農業高等学院 Institut Supérieur d'Agriculture de Lille, ISA		2004年(平成16年) 6月16日
⑱ フランス共和国 アンジェ農業高等学校 Ecole Supérieure d'Agriculture d'Angers, ESA		2004年(平成16年) 6月16日
⑲ フランス共和国 ローヌ・アルプ農業栄養高等学院 Institut Supérieur d'Agriculture et d'Agroalimentaire Rhône-Alpes, ISARA		2004年(平成16年) 6月16日
⑳ フランス共和国 プルパン技術学校 Ecole d'Ingenieurs de Purpan, INP		2004年(平成16年) 6月16日

国・地域	大学名	協定締結年月日
㉑ オランダ王国 ワーヘニンゲン大学 Wageningen University, WU		2004年(平成16年) 6月23日
㉒ フランス共和国 ボーベ・ラサール・ポリテクニーク学院 Institut Polytechnique LaSalle Beauvais, IPLB		2007年(平成19年) 8月27日
㉓ タンザニア連合共和国 ソコイネ農業大学 Sokoine University of Agriculture, SUA		2009年(平成21年) 4月6日
㉔ カンボジア王国 王立農業大学 Royal University of Agriculture, RUA		2011年(平成23年) 4月1日
㉕ ブラジル連邦共和国 アマゾニア農業大学 Universidade Federal Rural Da Amazonia, UFRA		2013年(平成25年) 3月7日
㉖ グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 レディング大学 University of Reading, UoR		2013年(平成25年) 5月1日
㉗ ジブチ共和国 ジブチ大学 Djibouti University, DU		2013年(平成25年) 6月1日
㉘ ラオス人民民主共和国 ラオス国立大学 National University of Laos, NUOL		2014年(平成26年) 3月13日
㉙ スリランカ民主社会主義共和国 ペラデニア大学 University of Peradeniya, UoP		2014年(平成26年) 7月22日
㉚ ミャンマー連邦共和国 イエジン農科大学 Yezin Agricultural University		2015年(平成27年) 2月20日
㉛ 中華人民共和国 上海交通大学 Shanghai Jiao Tong University, SAB-SJTU		2015年(平成27年) 7月21日
㉜ オーストラリア国 西オーストラリア大学 The University of Western Australia, UWA		2015年(平成27年) 9月10日
㉝ タイ王国 タマサート大学 Thammasat University, TU		2016年(平成28年) 9月21日
㉞ 大韓民国 国立江原大学 Kangwon National University		2016年(平成28年) 12月1日
㉟ グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 ハイランズ・アンド・アイランズ大学 University of the Highlands and Islands, UHI		2017年(平成29年) 6月1日
㉟ インド国 ハリヤナ農業大学 CCS Haryana Agricultural University, CCSHAU		2017年(平成29年) 6月6日
㉟ ロシア連邦 極東連邦大学 Far Eastern Federal University, FEFU		2017年(平成29年) 8月30日
㉟ アメリカ合衆国 カリフォルニア大学デイビス校 University of California, Davis, U C Davis		2018年(平成30年) 4月24日
㉟ トルコ共和国 オンドクズマ Yus大学 Ondokuz Mayis University, OMU		2018年(平成30年) 10月1日
㉟ ネパール連邦民主共和国 ネパール農林業大学 Agriculture and Forestry University, AFU		2019年(令和元年) 5月22日
㉟ オーストラリア国 西シドニー大学 Western Sydney University, WSU		2019年(令和元年) 8月5日
㉟ ケニア ジョモケニヤッタ農工大学 Jomo Kenyatta University of Agriculture and Technology, JKUAT		2020年(令和2年) 7月14日
㉟ ボスニア・ヘルツェゴビナ 東サラエボ大学 University Sarajevo, UES		2020年(令和2年) 10月1日
㉟ ロシア連邦沿海州農業アカデミー Primorskaya State Academy of Agriculture, the Russian Federation		2020年(令和2年) 12月9日

[2024年4月1日現在]



現在、本学の海外協定校は世界32カ国・地域に広がり、例年では年間150名以上の本学学生を各自の興味や目的に合わせて各海外協定校や関連機関に派遣しています。

1 インターナショナルスタディーズ（一）（二）（三）

本学では国際感覚を養い世界の人々の一員として活躍できる人材を養成する目的でインターナショナルスタディーズ（一）（二）（三）を全学共通科目として設置しています。インターナショナルスタディーズ（一）は講義を行い、さらに演習として本学で実施している多種多様な国際協力活動の事例を通じて、海外協定校のある国々を中心に、それらの国や地域の問題点と可能性を理解し、自国と世界の国々との協調のあり方を探ります。また、インターナショナルスタディーズ（二）では、本学の海外姉妹校への短期留学プログラムに参加することにより世界人として不可欠な多様な人々・社会・政治経済・文化に関する理解を深化させます。インターナショナルスタディーズ（三）は、2024年度に新設された新しい科目です。詳細については、シラバスをご確認ください。

2 短期留学プログラム

短期留学プログラムは、原則として夏期休業中もしくは春期休業中の2～4週間で実施します。海外協定校の施設に寄宿して海外協定校の学生との交流を行い、農村や農業関連企業など大学を視察し派遣国の食農環境を学びます。

2023年度は、ミシガン州立大学（アメリカ）、ジョモケニヤッタ農工大学（ケニア）、王立農業大学（カンボジア）、国立中興大学（台湾）でのプログラムを実施しました。この他に、ブリティッシュコロンビア大学（カナダ）、西シドニー大学（オーストラリア）での、3～4週間のホームステイしながら語学を学ぶプログラムを実施しました。

この短期留学プログラムに参加し、所定の手続きを行った場合はインターナショナルスタディーズ（二）の単位を修得することができます。各プログラムの詳細については、グローバル連携センターもしくは学生教務課にお問い合わせください。

3 長期留学プログラム

海外協定校に本学の学生が半年または1年間留学するためのプログラムです。派遣留学生には奨学金として、渡航準備金が支給され、留学期間中は本学の授業料が免除されます。

募集は年2回（派遣時期は夏または冬）、学部1年次以降の者（派遣時は2年次以降）を対象に行います。選考は学内成績、作文、語学力、面接を総合的に評価し派遣学生を決定します。本学からの派遣学生は海外協定校において正規交換留学生として籍を置き、正規の授業を受講し単位を修得することができます。

海外協定校で修得した単位は帰国後所定の手続きにより学部生は他学科・他学部聴講修得単位合計30単位を超えない範囲で、大学院生は10単位を超えない範囲で卒業及び修了に必要な単位に加えることができます。ただし、認定される単位数は、学年・学科により異なります。また、履修登録をせず、研究室に所属し各自の研究テーマに沿った研究活動を行う研究型留学もあります。

●応募方法：TOEFL,IELTS等の語学検定スコアが必要です。事前に必ず受験しておいてください。

●派遣期間：後学期～翌年前学期 または、前学期～後学期

●応募資格：学部1年次以降の者（特別留学生は応募できません）

※派遣期間と応募資格は、協定校により異なります。

4 長期海外学修活動

海外において農業及び農学分野に関連した体験的学修を行うことを促進するための制度です。

海外学修活動を希望する学生からの申請を学内で審査し、選考された場合には、従来の海外農業実習に対する減免措置が適応されます。海外学修活動期間中は休学となります。

また、活動内容が農業分野の学生に関しては、復学後に所定の手続きを行うことにより、所定の単

位を卒業要件として加えることができます。

募集および選考については、学生ポータル「各キャンパスからのお知らせ」をご覧ください。

※語学留学は対象外です。体験的学修とは学びの延長線上にある活動のことで、活動場所は農場以外でも申請可能です。

また、体験的学修とは学びの延長線上にある活動のことで、活動場所は農場だけとは限りません。

5 世界学生サミットと世界学生フォーラム

世界学生サミットは2001年11月に「新世紀の食と農と環境を考える世界学生サミット」をテーマとして本学学生（外国人留学生を含む）と海外協定校学生が世田谷キャンパスに参集し、人類が直面する深刻な諸問題に関する意見・情報交換および彼ら自身の役割について討論する国際会議として発足しました。翌年2002年には世界をつなぐ学生間のネットワーク化を進める宣言の下、本学と海外協定校学生で構成された組織である世界学生フォーラム(ISF)を立ち上げ、日頃より各国の食・農・環境について情報交換・討議をしながら次回の世界学生サミットに向けての活発な活動を行っています。2023年度の世界学生サミットは4年ぶりに完全対面での開催となり、世界19ヶ国・地域19大学から47名の代表学生が参加しました。詳細は世界学生サミットポータルサイトで確認いただけます（<https://www.isstokyonodai.net>）。第23回を迎える2024年度の世界学生サミットは、“Youth Actions and Collaboration towards Resilient Food Systems and Environmental Conservation”をサブ・テーマとして開催する予定です。農大代表として世界学生サミットに参加する座長と発表者には2単位が与えられます。

6 国際教育プログラム（CIEP）

CIEPでは本学海外協定校の参加者とともに英語で日本及び世界の農業について学びます。

このプログラムは世田谷キャンパス及びオホーツクキャンパスで行われる講義、フィールドトリップ及びグループワークから構成されており、体験的な学修を通じて、学生が多角的な視点から日本と世界の農業を理解できるようになっています。また、約10日間のプログラムを修了すると2科目4単位を修得することができます。2024年度は7月下旬に実施予定です。

7 日本学生支援機構で募集する留学

文部科学省の外郭団体である（独）日本学生支援機構が行う外国政府奨学生の募集があります。募集については農大の学生ポータルかグローバル連携センター、各学生教務課の掲示で確認してください。

8 グローバル連携センター公式LINEアカウント

グローバル連携センター公式LINEアカウントから、留学や語学学習、国際交流プログラムの情報を随時発信しています。以下のQRコードからご登録ください。



外国人留学生支援（オホーツクキャンパスにおいては学生教務課が担当しています）

I 学費等の納入について

納入期限日までに必ず学費等を納入するようにしてください。やむを得ず期限日までに払えない場合は学生教務課へ連絡してください。

学費の滞納がありますと、奨学金の申請や支給に不都合ができるだけでなく学籍が取り消されることもあります。

II 在留カード（両面の写）の提出について

出入国管理及び難民認定法第19条の17に基づき、外国人留学生の在留資格を管理するため、必ず毎年4月上旬に在留カード両面のコピーを提出してもらいます。

また、更新した際には必ず新しい在留カードの両面の写しを学生教務課窓口とグローバル連携センターメールアドレス（tuacip@nodai.ac.jp）へ提出してください。

III 奨 学 金

奨学金の募集の案内は随時、学生ポータルでお知らせしています。

文部科学省外国人留学生奨励費の学習奨励費及び東京農業大学外国人留学生奨学金の募集は毎年年度初めの4月です。

奨学金を応募するためには在留資格が“留学”であることが必須です。

IV 国民健康保険・国民年金

(1) 国民健康保険制度

国民健康保険制度は、病気やけがに備えて、安心して医療が受けられるように加入者が、それぞれの収入に応じて保険料を出し合い、そこから医療費を支払う保険制度です。病気やけがで病院に行つたときに、国民健康保険の保険証を提示すれば、その医療費の3割を支払うだけで診療を受けることができます。残りの7割の医療費は免除されます。

日本に3ヵ月以上在留する留学生は、国民健康保険に加入することが義務付けられていますので、住民登録時にかならず加入手続きをしてください。

なお、健康診断や美容整形、歯列矯正、交通事故等については保険の対象外となりますので、ご注意ください。

(2) 国民年金制度

国民年金とは、日本に住む20歳以上60歳未満の方が年金保険料を納め、原則65歳以降に受け取りができる公的年金です。

学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。本人の所得が一定以下(118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等)の学生(Visiting Student、研究生除く)が制度の対象となります。

申請先は、住民登録をしている市役所・区役所の窓口、または年金事務所で行うことができます。必要書類の郵送により申請することも可能です。

V 留学生の賃貸住宅保証について

株式会社グローバルトラストネットワークス（GTN）は、日本にいる外国人の生活を支援している会社で、本学と業務提携をしています。

多言語で対応可能ですので、日本での新しい生活にお困りの際はご利用ください。

<https://www.gtn.co.jp/>



VI 在留資格等に関すること

英語等の言語で閲覧可能なので、出入国在留管理庁のホームページを確認ください。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/

在留カードは中長期在留者に対して上陸許可や在留資格変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。携帯が義務付けられていますので必ず所持してください。

新たに来日して出入国港において在留カードが交付された方は住居地を定めてから14日以内に在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口にその住居地を届け出してください。また引っ越しをした場合も変更後の住居地に移転した日から14日以内に在留カードを持参のうえ移転地先の市区町村の窓口でその住居地を届け出してください。

所属機関の変更（在籍校 例えは日本語学校から東京農業大学へ変更）が生じた場合は14日以内に地方出入国在留管理官署へ届け出してください。届出方法については以下のURLを参照してください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html



在留期間の更新

在留期間を更新するためには在留期間の満了する3か月前から当日までに出入国在留管理局で期間更新の手続きをしなければなりません。手続きに必要なものは在留期間更新許可申請書（大学の作成書類）在学証明書、成績証明書、旅券、在留カード、経費支弁に関する書類、手数料等です。

目安として1年間の取得単位が25単位以下の場合、在留期間が更新されない場合があります。該当者は必ず申請前に申し出てください。

新しい在留カードを受け取り次第、学生教務課にコピーを提出してください。

再入国について

有効なパスポートと在留カードを所持し出国後1年以内に日本に戻る場合、在留期限は有効とされます。ただし、出国する際に必ず「再入国用EDカード」のみなし再入国許可の欄にチェックを入れ、在留カードを提示してください。

資格外活動

留学中の学費や生活費を補うために学業の妨げにならない範囲でアルバイトをするには出入国在留管理局へ出頭し資格外活動許可の申請をしなければなりません。

アルバイトは週28時間以内（夏期、冬期、春期休暇中は週40時間以内）と制限されます。また風俗営業や風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁じられています。スナック、ナイトクラブ、客の接待をして飲食させるバーなどでは皿洗いや清掃の仕事をすることも禁止されていますので十分に気をつけてください。

資格外活動許可申請の際に必要なものはパスポート、在留カード、学生証、資格外活動許可申請書です。

以下は各キャンパスに在籍の外国人留学生が出頭するのに便利な出入国在留管理局の一覧です。

管理局名	住所	アクセス
東京出入国在留管理局 https://www.moj.go.jp/isa/content/930002234.pdf	港区港南5-5-30 TEL 03-5796-7111	JR品川駅から都バスで東京入国管理局前
東京出入国在留管理局 川崎出張所 https://www.moj.go.jp/isa/about/region/yokohama/index.html	川崎市麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎 TEL 044-965-0012	小田急線新百合ヶ丘駅南口 徒歩5分
札幌出入国在留管理局 釧路港出張所 https://www.moj.go.jp/isa/about/region/sapporo/index.html	釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎内 TEL 0154-22-2430	釧路駅から徒歩16分